

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|-----|---|---|----|------------------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 1 | 実施方針 | 1 | I | 1 | (5) | | | | 公告と同時に開示する資料について | 「公告と同時に新たに開示する資料は、以下を想定している」とありますが、要求水準チェックリスト(エクセル様式)を公表頂けないでしょうか。 | 公表は予定していません。 |
| 2 | 実施方針 | 1 | I | 1 | (5) | | | | 予定価格 | 入札説明書等に予定価格事前公表はありますか？また公表する場合、①設計施工業務・②運転維持管理業務それぞれ公表しますか | 県の財務規則に従い、現時点で、公表を予定していませんが、入札説明書の公表内容を以て最終的な回答とします。 |
| 3 | 実施方針 | 3 | I | 1 | (7) | ③ | | | 従業員の配置について | 「良質な工業用水道の安定的な供給を維持できるよう、技術職員をはじめ不足する県人員を補完する体制を構築する。」とありますが、要求水準書(案)には運転・維持管理業務で配置する従業員が定義されています。要求水準書(案)以上の従業員を配置する、という理解で問題ないでしょうか。 | 運転・維持管理事業者は要求水準書に従い、運転・維持管理業務の適切な履行に必要な従業員を配置してください。なお、入札説明書の公表時に併せて公表する落札者決定基準を踏まえて、入札参加者が要求水準書に規定の水準を超えて従業員の配置提案を行うことは妨げません。 |
| 4 | 実施方針 | 3 | I | 1 | (7) | ③ | | | 要求水準以上の評価について | 「良質な工業用水道の安定的な供給を維持できるよう、技術職員をはじめ不足する県人員を補完する体制を構築する。」とありますが、要求水準書(案)以上の要求がある場合は、評価項目に、要求水準書(案)以上の提案に対する評価基準を明確にして頂くようお願いいたします。 | 要求水準書は県が事業者に求める業務の水準を規定したものであり、事業契約締結までの間に、県の側から要求水準書を超える要求を行うことはありません。なお、入札参加者の任意により、要求水準書を超える提案がなされた場合には、入札説明書の公表時に併せて公表する落札者決定基準を基に評価します。 |
| 5 | 実施方針 | 3 | I | 1 | (7) | ③ | | | ノウハウ移転について | 「災害発生時にはこれまでと同様に迅速な対応が取れるよう、県職員への民間の経営ノウハウや技術ノウハウの移転を図る。」とありますが、要求水準書(案)に当該内容の記載はない、という理解で問題ないでしょうか。 | 運転・維持管理事業者による、要求水準書(案)の47頁に規定の「(7)危機管理業務」の履行を通じて、ノウハウ移転が図られることを想定しています。なお、県職員への民間ノウハウの技術継承(災害対応に限らない。)については、県職員への研修等の実施を求めるとし、入札公告時に併せて公表する要求水準書に反映予定であることにご留意ください。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|-----|---|---|----|---------------------------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 6 | 実施方針 | 3 | I | 1 | (7) | ③ | | | 要求水準以上の評価について | 「災害発生時にはこれまでと同様に迅速な対応が取れるよう、県職員への民間の経営ノウハウや技術ノウハウの移転を図る。」とありますが、要求水準書(案)以上の要求がある場合は、評価項目に、要求水準書(案)以上の提案に対する評価基準を明確にして頂くようお願いいたします。 | 要求水準書は県が事業者に求める業務の水準を規定したものであり、事業契約締結までの間に、県の側から要求水準書を超える要求を行うことはありません。なお、入札参加者の任意により、要求水準書を超える提案がなされた場合には、入札説明書の公表時に併せて公表する落札者決定基準を基に評価します。 なお、県職員への民間ノウハウの技術継承(災害対応に限らない。)については、県職員への研修等の実施を求めることとし、入札公告時に併せて公表する要求水準書に反映予定であることに、ご留意ください。 |
| 7 | 実施方針 | 5 | I | 3 | (2) | | | | 契約の構造 | 運転・維持管理事業の記載において、共同企業体での参加が認められていますが、甲乙の区分がありません。共同企業体での参加は、民間企業社間で甲乙区分を決定して良いと理解してよろしいでしょうか。 | 運転・維持管理事業者が要求水準に従い業務を適切に遂行できる限りにおいて、甲乙区分は県にて指定しません。 |
| 8 | 実施方針 | 6 | I | 4 | (2) | | | | 事業者から運転・維持管理業務期間延長の提案について | 「県は、期間の延長を申し出ることができる。」とありますが、事業者から貴県に期間延長を申し出ることは可能でしょうか。 | 運転・維持管理事業者側からの申出による運転・維持管理業務期間の延長は予定していません。 |
| 9 | 実施方針 | 7 | I | 4 | (3) | ② | | | 業務の引継ぎ | 【意見】 県の指定する者へ業務の引継ぎとありますが、事業者は直接的に指導・引継ぎを実施できないため、業務の引継ぎについては「県が主体となって引継ぎを行い運転・維持管理業務事業者はこれに協力する」と内容変更を要望いたします。 | ご指摘を踏まえて、記載内容を修正することとし、入札説明書に反映します。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|-----|---|---|----|-------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 10 | 実施方針 | 7 | I | 4 | (3) | ② | | | 業務の引継ぎ | 引継ぎに要する費用については運転・維持管理事業者の負担とするとありますが、引継期間における次期受託者にかかる費用は次期受託者にて負担するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 11 | 実施方針 | 7 | I | 5 | (1) | ① | | | 前払金について | 前払金の請求について、毎年請求可能でしょうか。可能な場合、その場合の条件等がありましたら、ご提示をお願いいたします。（当該会計年度の支払限度額以上の出来高が必要など） | 前払金は毎年度請求可能です。条件等は、入札説明書等の公表時に示す設計・施工請負契約書（案）の規定内容を以て回答とします。 |
| 12 | 実施方針 | 7 | I | 5 | (1) | ① | ア | | 中間前払金について | 中間前払金の要件にある「工期の2分の1」とは、建設工事（施工業務）についての工期を指すのでしょうか。設計・施工業務全体の工期の2分の1を指すのかご教示ください。 | 設計・施工業務全体の工期の2分の1を指します。 |
| 13 | 実施方針 | 7 | I | 4 | (3) | ② | | | 業務の引継ぎ | 業務終了時の引継ぎについては、直接運転・維持管理業務事業者と県の指定する者に引継を行うのではなく、県主導で実施することが円滑に事業が継続されるようになると思われま | ご指摘を踏まえて、記載内容を修正することとし、入札説明書に反映します。 |
| 14 | 実施方針 | 9 | I | 5 | (2) | ① | | | 表：サービス対価の内訳 | 表の注意書きに、静岡県東部事務所執務室の使用を認めると記載がありますが、厚原浄水場や蒲原取水場などの執務室も従業員用に使用させていただくことは可能でしょうか。 | 運転・維持管理事業者による使用は基本的に可能ですが、執務室のスペースには限りがあることから、最終的な利用可否は県との協議事項とします。入札参加者は参加資格通知後の現地調査時に必要なスペースを確認してください。なお、その旨を入札説明書に反映します。 |
| 15 | 実施方針 | 9 | I | 5 | (2) | ① | | | サービス対価の内訳 | 「サービス対価 C は発生した費用に限り精算する」とありますが、運転・維持管理事業者の努力により費用削減を実現した場合のインセンティブの精算方法はどのように行われるのでしょうか。 | インセンティブの精算は予定していませんが、費用削減を実現できる提案がなされた場合には、入札説明書の公表時に併せて公表する落札者決定基準を基に評価します。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|-----|---|---|----|------------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 16 | 実施方針 | 9 | I | 5 | (2) | ① | | | 表：サービス対価の内訳 | 静岡県東部事務所執務室の使用を認めると記載がありますが、厚原浄水場や蒲原取水場などの執務室も事業者の事務作業を行うスペースとして借用させていただく事は可能ですか | 運転・維持管理事業者による使用は基本的に可能ですが、執務室のスペースには限りがあることから、最終的な利用可否は県との協議事項とします。入札参加者は参加資格通知後の現地調査時に必要なスペースを確認してください。なお、その旨を入札説明書に反映します。 |
| 17 | 実施方針 | 10 | I | 5 | (2) | ③ | | | サービス対価 B の支払い | サービス対価 B は長期更新計画の素案作成後には支払われないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 18 | 実施方針 | 10 | I | 6 | (2) | | | | 特定事業の選定結果の公表 | 【意見】 本事業が特定事業に選定され、以降に公表される入札説明書等において、「予定価格または提案上限額（設計・施工、運転・維持管理それぞれの価格）」について明示していただくよう要望いたします。本内容は、入札参加者における事業性の判断等に重要な要素となるものと思慮いたします。 | 県の財務規則に従い、現時点で、公表を予定していませんが、入札説明書の公表内容を以て最終的な回答とします。 |
| 19 | 実施方針 | 10 | I | 6 | (2) | | | | 特定事業の選定結果の公表について | 「県は、本事業を特定事業として選定した場合は、その旨を、その評価の内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。」とありますが、その際に総事業費並びに入札における上限価格（設計・施工、運転・維持管理でそれぞれ上限額設定があればその旨）も公表頂けますでしょうか。 （上限価格が不明ですと、貴県が期待している民間の創意工夫、経営ノウハウ、技術ノウハウは活かせません。また、提案価格が設定できず応札できかねることも想定されますので、ご公表頂くよう強く要望いたします。） | 県の財務規則に従い、現時点で、公表を予定していませんが、入札説明書の公表内容を以て最終的な回答とします。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|----|---|---|----|--------------|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 20 | 実施方針 | 11 | I | 7 | | | | | その他 | 参考見積書は評価対象になるのでしょうか。 | 評価対象にはなりません。単独特命随意契約にて委託する可能性を踏まえ、守秘義務対象資料として公告を待たずに開示する仕様書(案)を基に適切な参考見積書を作成し、提出してください。 |
| 21 | 実施方針 | 11 | I | 7 | | | | | 単独特命随意契約について | 「県は、本事業とは別に、県が直営にて運営する静岡工業水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務～中略～本事業の運転・維持管理事業者に単独特命随意契約にて委託する可能性がある。当該業務の仕様等の詳細は本事業の公告時に併せて示す。」とありますが、事業者が受託しない判断をした場合、本事業の事業者選定において不利になることはないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり不利になることはありませんが、入札参加者が本事業への入札時点で受託しないと判断を行う場合には、入札公告時に併せて公表する様式集及び提出書類作成要領に従い、その旨を表明してください。なお、合理的な範囲で本事業の落札者が受託しないと判断を行うことは妨げませんが、県としては、本事業と併せた受託による効率化を期待しています。 |
| 22 | 実施方針 | 11 | I | 7 | | | | | 単独特命随意契約について | 「県は、本事業とは別に、県が直営にて運営する静岡工業水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務～中略～本事業の運転・維持管理事業者に単独特命随意契約にて委託する可能性がある。当該業務の仕様等の詳細は本事業の公告時に併せて示す。」とありますが、委託を出す可能性がある場合は、本事業の公告を待たずに可及的速やかに、事業者が見積もりできる情報を公開して頂きますようお願いいたします。 | ご指摘を踏まえて、守秘義務対象資料として、公告を待たずに開示します。 |
| 23 | 実施方針 | 11 | I | 7 | | | | | その他 | 静岡工業用水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務を運転・維持管理維持業者に特命随契にて委託する可能性があると思いますが、委託金額や新たな従業員の補充など契約締結が困難であると判断した場合は、辞退することも可能でしょうか。 | 入札参加者が本事業への入札時点で受託しないと判断を行う場合には、入札公告時に併せて公表する様式集及び提出書類作成要領に従い、その旨を表明してください。なお、合理的な範囲で本事業の落札者が受託しないと判断を行うことは妨げませんが、県としては、本事業と併せた受託による効率化を期待しています。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|---------------------------------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 24 | 実施方針 | 11 | I | 7 | | | | | その他 | <p>静清工業用水道事業の一部施設の休日夜間の施設管理業務を運転・維持管理維持業者に特命随契にて委託する可能性があります。ありますが、委託金額や新たな従業員の補充など契約締結が困難であると判断した場合は、辞退することも可能でしょうか</p> | <p>入札参加者が本事業への入札時点で受託しないとの判断を行う場合には、入札公告時に併せて公表する様式集及び提出書類作成要領に従い、その旨を表明してください。なお、合理的な範囲で本事業の落札者が受託しないとの判断を行うことは妨げませんが、県としては、本事業と併せた受託による効率化を期待しています。</p> |
| 25 | 実施方針 | 12 | II | 1 | (1) | ① | | | 入札参加者の構成について | <p>「新ポンプ場等の設計業務、同じく施工業務、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業をそれぞれ構成企業として定めることとする。」とありますが、各業務を行う企業が同一であっても良いとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>入札参加者の資格要件を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。</p> |
| 26 | 実施方針 | 12 | II | 1 | (1) | ⑤ | | | 入札参加者の構成について | <p>「⑤特別目的会社を設立する場合、新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業が、本事業の運転・維持管理業務に係る特別目的会社の議決権株式(Ⅲ.4.に定める議決権付株式をいう。以下同じ。)の全てを保有するものとする。」とありますが、長期更新計画策定を行う企業の特別目的会社(SPC)への出資は、必須という理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>長期更新計画策定を行う企業の運転・維持管理業務に係る特別目的会社への出資を義務付けないものとし、入札説明書に反映します。</p> |
| 27 | 実施方針 | 12 | II | 1 | (1) | ⑤ | | | 特別目的会社の議決権株式保有企業 | <p>特別目的会社の議決権株式を保有する企業として運転・維持管理業務、長期更新計画策定を行う企業とありますが、設計・施工を行う企業も含めていただくことは可能でしょうか。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、設計・施工を行う企業の運転・維持管理業務に係る特別目的会社への出資を可能とすることとし、入札説明書に反映します。</p> |
| 28 | 実施方針 | 12 | II | 1 | (1) | ⑧ | | | 構成企業が参加資格確認基準日以降に参加資格要件を満たさなくなっ | <p>「構成企業の変更は原則認めない(構成企業が参加資格確認基準日以降に参加資格要件を満たさなくなった場合にも原則変更は認めない。)」とありますが、実施方針 p18(4)には「入札参加者が参加資格を満たさなくな</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|--------------------------------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | た場合、本事業の入札への参加の可否について | つたと認められる場合、県はその時点で当該入札参加者を審査の対象としない。」とあるため、県が審査対象としなくなった時点以降、その入札参加者に属する全ての構成企業は本事業への入札に参加することができなくなる、という理解でよろしいでしょうか。 | |
| 29 | 実施方針 | 12 | II | 1 | (1) | ⑧ | | | 構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合の、構成企業変更許可について | 「構成企業の変更は原則認めない(構成企業が参加資格確認基準日以降に参加資格要件を満たさなくなった場合にも原則変更は認めない。)」とありますが、構成企業の変更を認めて頂けますようお願いいたします。 | 原則認めません。 |
| 30 | 実施方針 | 12 | II | 1 | (1) | ⑧ | | | 入札参加者の構成について | 「⑧構成企業の変更は原則認めない(中略)。ただし、特段の事情があると県が認めた場合は、この限りではない。」とありますが、「特段の事情」とは何を想定されているかを具体的にご教示ください。 | 構成企業の変更を認めることが、ふじさん工業用水道事業の安定的な継続に資すると思われる場合を「特段の事情」と捉えています。なお、入札参加者が2者以上存在する場合において、参加資格要件を満たさなくなった1者の構成企業の変更を認めることはありません。 |
| 31 | 実施方針 | 13 | II | 1 | (2) | ⑤ | | | 入札参加者 | 「入札参加者は県が発注した本事業の設計業務※の受託者でないこと」という条件も追加いただけないでしょうか。 国が定める『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』において「工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする」との記載がございます。公平で健全な競争環境をする観点から、これに倣い、今回DB方式においては基本設計・詳細設計等が本事業範囲内であるため、設計業務の受託者についても参加制限を設ける必要があるものと考えます。 | 本事業の設計・施工業務は性能発注であること、これまでに県が発注した関連する設計業務の成果物等は希望する全事業者に開示していること、提案検討に必要な期間が十分に設けられていることから、県としては公平で健全な競争環境は確保されていると思料しており、原文のとおりとします。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|------------|---|---|----|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | ※本事業の設計業務： ①『令和4年度 [第34-P5336-02号]ふじさん工業用水道事業(東駿河湾)岳南導水管ポンプ場設置工事に伴う設計業務委託(公告日:令和4年7月12日、期間:契約締結の翌日から令和5年5月31日限り) ②『令和4年度 [第34-P5335-08号]ふじさん工業用水道事業(東駿河湾)岳南導水管ポンプ場設置工事に伴う導水管基本設計業務委託(公告日:令和4年8月30日、期間:契約締結の翌日から令和5年3月15日限り) | | |
| 32 | 実施方針 | 13 | II | 1 | (2) | ⑤ | | 入札参加者の参加資格 | 【意見】 『公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針』において記載のある、「工事に係る設計業務等の受託者と関連のある建設業者等について、これらの者が競争に参加することとならないように競争参加資格を設けるものとする」という文章より、「入札参加者は県が発注した本事業の設計業務(下記 i、ii)の受託者でないこと」を参加資格条件に追加して頂けませんでしょうか。 公明正大な競争制度とする観点から、計業務受託者の参加制限を設けることをご検討願います。 i -『令和4年度 [第34-P5336-02号]ふじさん工業用水道事業(東駿河湾)岳南導水管ポンプ場設置工事に伴う設計業務委託(公告日:令和4年7月12日、期間:契約締結の翌日から令和5年5月31日限り) | 本事業の設計・施工業務は性能発注であること、これまでに県が発注した関連する設計業務の成果物等は希望する全事業者に開示していること、提案検討に必要な期間が十分に設けられていることから、県としては公平で健全な競争環境は確保されていると思料しており、原文のとおりとします。 | |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|-------|--|---|----|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | ii-『令和4年度 [第34-P5335-08号]ふじさん工業用水道事業(東駿河湾)岳南導水管 ポンプ場設置工事に伴う導水管基本設計業務委託(公告日:令和4年8月30日、期間:契約締結の翌日から令和5年3月15日限り) | | |
| 33 | 実施方針 | 13 | II | 1 | (2) | ⑤ | | 入札参加者 | 「入札参加者は県が発注した本事業の設計業務の受託者でないこと」という条件も追加いただけないでしょうか。 公平で健全な競争環境をする観点から、今回のDB方式で基本設計・詳細設計等が本事業範囲内であるため、設計業務の受託者についても参加制限を設ける必要があるものと考えます。 | 本事業の設計・施工業務は性能発注であること、これまでに県が発注した関連する設計業務の成果物等は希望する全事業者に開示していること、提案検討に必要な期間が十分に設けられていることから、県としては公平で健全な競争環境は確保されていると思料しており、原文のとおりとします。 | |
| 34 | 実施方針 | 13 | II | 1 | (2) | ⑤ | | 入札参加者 | 基本設計を担当した業者の参加に制限が無いように読み取れますが、公平性の観点から、参加は認めない旨の記載を追加いただけないでしょうか。 公平で健全な競争環境を確保する観点から、今回事業においては基本設計・詳細設計等が本事業範囲内であるため、設計業務の受託者についても参加制限を設ける必要があるものと考えます。 | 本事業の設計・施工業務は性能発注であること、これまでに県が発注した関連する設計業務の成果物等は希望する全事業者に開示していること、提案検討に必要な期間が十分に設けられていることから、県としては公平で健全な競争環境は確保されていると思料しており、原文のとおりとします。 | |
| 35 | 実施方針 | 13 | II | 1 | (2) | ⑤ | | 入札参加者 | 「入札参加者は県が発注した本事業の設計業務の受託者でないこと」という条件も追加いただけないでしょうか。 新ポンプ場設計業務の受託者は、設計に関わる施工業者からの見積情報、仕様に関わる詳細な情報が集まっており入札参加にあたっては他の参加者との公正な競争とならないものと思われま。ご検討をお願いします。 | 本事業の設計・施工業務は性能発注であること、これまでに県が発注した関連する設計業務の成果物等は希望する全事業者に開示していること、提案検討に必要な期間が十分に設けられていることから、県としては公平で健全な競争環境は確保されていると思料しており、原文のとおりとします。 | |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|--------------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 36 | 実施方針 | 13 | II | 1 | (2) | ⑦ | | | 入札参加者に共通の参加資格 | <p>【意見】 本事業の入札参加の制約として、本事業のアドバイザー業務の受託者や本事業の事業者選定委員会の委員が属する企業などが示されていますが、「県が発注した本事業の設計業務（ふじさん工業用水道事業岳南導水管ポンプ場設置工事に伴う設計業務委託など）」も本事業における公平性・透明性の観点から、入札に参加することができない皆の要件化を要望いたします。</p> | 本事業の設計・施工業務は性能発注であること、これまでに県が発注した関連する設計業務の成果物等は希望する全事業者に開示していること、提案検討に必要な期間が十分に設けられていることから、県としては公平で健全な競争環境は確保されていると思料しており、原文のとおりとします。 |
| 37 | 実施方針 | 14 | II | 1 | (3) | | | | 入札参加者に求められる要件 | <p>「技術士等個人については参加資格表明書受付時には個人名の特定は不要とし、落札者決定のための提案審査に必要な書類（以下「技術提案書」という。）の提出時に特定及び実績等を証明する書類の提出を求める。」とありますが、技術提案書提出から業務開始までに資格者の変更は可能でしょうか。</p> | 技術提案書において参加資格（個人の要件）の充足者として提案された資格者については、技術提案書の提出以降の変更はできません。 |
| 38 | 実施方針 | 15 | II | 1 | (3) | ② | ア | | 新ポンプ場等の施工業務を行う者の要件 | <p>企業の要件として、構成企業（施工業務）のうち機械器具設置工事を担う構成企業は、（ア）の「機械器具設置工事に係る特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。」は全ての企業が満たす必要があり、そのうち1者が（イ）の、「機械器具設置工事に係る認定を受けた者であること」および（ウ）の「機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評定値がそれぞれ1,000点以上であること」、（エ）の機械器具設置工事の実績を満足していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 39 | 実施方針 | 15 | II | 1 | (3) | ② | ア | | （エ）官公庁等が発注する案件 | <p>「官公庁等」には、国、地方公共団以外に、日本下水道事業団等の地方共同法人も含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p> | ご理解のとおりです。入札説明書において地方共同法人も明示します。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|---------------|----|---|-----|---|---|----|-------------------|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 40 | 実施方針 | 15 | II | 1 | (3) | ② | ア | | (エ) 下水道事業におけるポンプ場 | 「下水道事業におけるポンプ場」には、汚水ポンプ場、雨水ポンプ場の他、終末処理場に流入する汚水の土砂を沈めて、最初沈殿池に揚水する沈砂池・ポンプ棟設備の土木、建築施工実績も該当するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 41 | 実施方針 | 15 | II | 1 | (3) | ② | ア | | (エ) 新ポンプ場等の | <p>【質問】 『官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員として建設実績があること』という記載がございますが、この要件に下記iiiは該当すると考えて宜しいでしょうか。</p> <p>iii-『平成20年度において、ポンプ設備を有する沈砂池ポンプ棟の本体躯体のみを施工した、日本下水道事業団発注の土木建築工事』</p> | 工事全体としてポンプ設備の台数を増設する工事である場合には要件を満たします。なお、個別具体的な案件については要件を満たすかどうかは入札参加者が参加表明時に提出する実績を証明する書類(例:仕様書)を基に判断します。 |
| 42 | 実施方針 | 15 ・ 16 | II | 1 | (3) | ② | ア | | 企業の要件 | (エ) 官公庁等が発注する案件において水道事業等、工業用水道事業若しくは下水道事業におけるポンプ場、又は上水道施設、工業用水道施設若しくは下水道施設におけるポンプ設備の元請又は共同企業体の一員として建設実績を求められていますが、工種に係る工事を行う構成企業とは、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事を行うそれぞれの企業に実績が求められると考えるとよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|-----------|---|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 43 | 実施方針 | 16 | II | 1 | (3) | ② | イ | | 個人の要件について | 工種毎に監理技術者を配置することは必須でしょうか。(1名が複数の工種の資格を保有していれば、1名で複数工種の監理技術者を兼任することは可能でしょうか。) | 建設業法に従う限りにおいて、兼務は可能です。なお、「個人の要件」を以下のとおり修正し、入札説明書及び要求水準書に反映します。 (修正後)「上記企業の要件の(ア)～(エ)の参加資格要件を満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有する者を～(略)」 |
| 44 | 実施方針 | 17 | II | 1 | (3) | ③ | ア | | (イ)企業の要件 | 企業の実績要件につきまして、下記の内容についてご教示願います。 ①水道事業等には水道用水供給事業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②浄水場の運転・維持管理業務とありますが、浄水及び機械脱水を含む排水処理を含んだ業務との理解でよろしいでしょうか。 | ①について、ご理解のとおりです。なお、「水道事業等」に水道用水供給事業も含まれることは、実施方針の14頁(3)①ア(ウ)に定義していますので、併せてご参照ください。 ②について、機械脱水を含む排水処理は求めています。 |
| 45 | 実施方針 | 17 | II | 1 | (3) | ③ | ア | | (イ)企業の要件 | 【意見】 企業の要件で公称施設能力日量10,000m ³ 以上の受託実績を求めています。が、本事業の施設規模に対しての要件値が大きく乖離しています。また、現状は排水処理の管理実績が求められていませんが、本事業範囲に排水処理が含まれていることから、機械脱水の運転実績要件は必要であると考えます。したがって、施設規模と排水処理(機械脱水)に対しての要件を見直していただきたく要望いたします。 | 業務の適切な履行確保及び競争環境の確保の観点から公称施設能力日量10,000m ³ 以上としています。また、機械脱水を含む排水処理の管理実績は参加資格要件としては求めていませんが、入札参加者の業務実施体制については、入札説明書の公表時に併せて公表する落札者決定基準を基に評価します。 |
| 46 | 実施方針 | 17 | II | 1 | (3) | ③ | ア | | (ウ)企業の要件 | 企業の実績要件につきまして、下記の内容についてご教示願います。 ①水道事業等には水道用水供給事業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②高圧かつ巻線型の電動機とありますが、かご形の電動機は実績として認められないのでしょうか。 | ①について、ご理解のとおりです。なお、「水道事業等」に水道用水供給事業も含まれることは、実施方針の14頁(3)①ア(ウ)に定義していますので、併せてご参照ください。 ②について、かご形の電動機は参加資格を満たす実績としては認めません。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|-----|---|---|----|--|--|----|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 47 | 実施方針 | 17 | Ⅱ | 1 | (3) | ③ | イ | | (ア) 個人の要件 個人の実績要件につきまして、下記の内容についてご教示願います。 ①水道事業等には水道用水供給事業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②浄水場の運転・維持管理の実務経験3年以上とありますが、浄水及び機械脱水を含む排水処理を含んだ業務との理解でよろしいでしょうか。 | ①について、ご理解のとおりです。なお、「水道事業等」に水道用水供給事業も含まれることは、実施方針の14頁(3)①ア(ウ)に定義していますので、併せてご参照ください。 ②について、機械脱水を含む排水処理の実務経験は求めています。 | |
| 48 | 実施方針 | 17 | Ⅱ | 1 | (3) | ③ | イ | | (イ) ポンプ設備の責任者 ポンプ設備の責任者は非専任で、かつ常駐義務は無いものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 49 | 実施方針 | 17 | Ⅱ | 1 | (3) | ③ | イ | | (イ) 個人の要件 個人の実績要件につきまして、下記の内容についてご教示願います。 ①水道事業等には水道用水供給事業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ②高圧かつ巻線型の電動機とありますが、かご形の電動機は実績として認められないのでしょうか。 | ①について、ご理解のとおりです。なお、「水道事業等」に水道用水供給事業も含まれることは、実施方針の14頁(3)①ア(ウ)に定義していますので、併せてご参照ください。 ②について、かご形の電動機は参加資格を満たす実績としては認めません。 | |
| 50 | 実施方針 | 18 | Ⅱ | 1 | (3) | ④ | イ | | 運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件 令和10年3月末まで提出すべき長期更新計画の素案の作成段階においては「運転・維持管理業務のうち長期更新計画策定を行う者の要件」の「イ個人の要件」に該当する技術士の配置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。 | 素案作成段階ですでに長期更新計画策定が開始されているため、配置は必須です。なお、長期更新計画策定に係る実施体制(技術士の配置期間を含む。)は技術提案書において提案を求める予定ですが、技術士の配置されていない期間が新ポンプ場及び既設浄水場等の運転・維持管理業務を行う企業による運転・維持管理を通じた施設状態の情報収集・整理のみの期間であり、技術士を配置していないことが合理的と認められる期間については、配置を必須とはしません。 | |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|-----------------------------|---|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 51 | 実施方針 | 19 | II | 2 | (1) | | | | 落札者提出書類の著作権について | 「なお、落札者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。」とありますが、広報活動等の必要な範囲について、事業契約後も事業者と協議のうえ、公開範囲を決定するという理解でよろしいでしょうか。 | 原則としてご理解のとおりです。 |
| 52 | 実施方針 | 19 | II | 2 | (3) | | | | 落札者とならなかった入札参加者の提出書類の公開について | 「落札者決定後、落札者とならなかった入札参加者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合があります。」とありますが、情報公開が必要な範囲とは、どのようなものを想定しているでしょうか。また、落札者とならなかった場合でも、応募事業者との協議のうえ、公開範囲を決定することとして頂けないでしょうか。 | 県の情報公開制度に基づき公開が必要な範囲を指します。落札者とならなかった場合の公開範囲については、原則としてご意見のとおりとします。 |
| 53 | 実施方針 | 19 | II | 2 | (3) | | | | その他に関する要望 | 提出書類を情報公開する場合は、事前に入札参加者へ公開可否について確認頂けるようお願いいたします。 | 原則としてご意見のとおりとします。 |
| 54 | 実施方針 | 19 | II | 2 | (3) | | | | その他 | 落札者とならなかった入札参加者の提出書類も情報公開が必要な範囲で一部を公開する場合がありますとありますが、落札者・非落札者含め公開する前には入札参加者に対して、事前に内容確認を行うとの認識でよろしいでしょうか。 | 原則としてご意見のとおりとします。 |
| 55 | 実施方針 | 19 | II | 2 | (3) | | | | その他 | 落札者とならなかった入札参加者の提出書類も情報公開が必要な範囲で一部を公開する場合がありますとありますが、一部とは何を指しますでしょうか | 県の情報公開制度に基づき、公開が必要な範囲を指します。なお公開する場合には公開範囲につき原則事前に入札参加者と協議します。 |
| 56 | 実施方針 | 19 | II | 4 | | | | | 落札者の選定スケジュールについて | 「落札者の選定」と「事業契約の締結」が同時期となっていますが、特別目的会社(SPC)設立する場合は設立に時間を要するため、SPCを設立する場合に限り、事業契約締結時期について協議させて頂けないでしょうか。 | 新ポンプ場を令和11年4月に運用開始することを遵守できる場合に限り、柔軟に協議に応じます。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|--|---|----|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 57 | 実施方針 | 19 | II | 4 | | | | | 落札者の選定スケジュール 本事業は SPC の設立も可能とされていますが、落札者の選定 (R6.8 月上旬) から事業契約の締結 (R6.8 下旬) までの期間が短く、SPC 設立期間が考慮されていないスケジュールと見受けられます。SPC の設立には通常 2 箇月程度要すると考えられ、SPC として長期包括運営委託契約する場合、長期包括運営委託契約のみを R6.10 に変更していただくことは可能でしょうか。 | 運転・維持管理業務に係る特別目的会社は、基本契約の一当事者となることを予定しており、長期包括運営委託契約のみの契約時期を変更することは想定していません。ただし、新ポンプ場を令和 11 年 4 月に運用開始することを遵守できる場合に限り、事業契約締結時期について柔軟に協議に応じます。 | |
| 58 | 実施方針 | 19 | II | 4 | | | | | 落札者の選定スケジュール 本事業は SPC の設立も可能とされていますが、落札者の選定 (R6.8 月上旬) から事業契約の締結 (R6.8 下旬) までですと、SPC 設立には時間が足りないと思われます。SPC を設立し長期包括運営委託契約する場合、契約時期を R6.10 に変更していただくことは可能でしょうか。 | 新ポンプ場を令和 11 年 4 月に運用開始することを遵守できる場合に限り、柔軟に協議に応じます。 | |
| 59 | 実施方針 | 20 | II | 4 | | | | | 落札者の選定スケジュール 令和 6 年 8 月下旬に事業契約の締結となっておりますが、令和 6 年 8 月下旬は基本契約及び設計・施工請負契約の締結、令和 6 年 10 月下旬に長期包括運営委託契約の締結としていただけないでしょうか。特別目的会社の設立期間の確保と設計・施工業務を先行で開始するため。 | 運転・維持管理業務に係る特別目的会社は、基本契約の一当事者となることを予定しており、長期包括運営委託契約のみの契約時期を変更することは想定していません。ただし、新ポンプ場を令和 11 年 4 月に運用開始することを遵守できる場合に限り、事業契約締結時期について柔軟に協議に応じます。 | |
| 60 | 実施方針 | 20 | II | 5 | | | | | 審査及び選定手続きについて 技術提案書の審査において、本事業のアドバイザー業務受託者及びその協力会社による審査は実施されますでしょうか。 | 選定委員会の運営支援は実施しますが、審査は実施しません。 | |
| 61 | 実施方針 | 21 | II | 5 | (2) | ② | | | 新ポンプ場に関する現地見学・資料閲覧 現地見学・資料閲覧の機会を複数回 (必要に応じて、事前申し込みにより適宜) 設けて頂けないでしょうか。 | 参加表明前の新ポンプ場に関する現地見学及び資料閲覧の機会については原則 1 回とします。不足がある場合には、参加表明後の現地調査の機会に調査してください。 | |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|---------------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 62 | 実施方針 | 21 | II | 5 | (3) | ④ | | | 現地調査 | 現地調査の機会を複数回（必要に応じて、事前申し込みにより適宜）設けて頂けないでしょうか。 | 原文のとおりとしますが、4月上旬頃の最大3日間で不足する場合には、技術提案書の提出期日までの間に追加日程を設けることを検討します。詳細は技術対話にて調整することとします。 |
| 63 | 実施方針 | 22 | II | 5 | (3) | ⑤ | | | 技術対話 | 「技術対話は、令和6年4月下旬から5月下旬にかけて最大3回実施」を予定されておりますが、対話結果の提案への反映を考慮して、2ヶ月間程の期間で実施して頂きたいと考えます。 | 技術対話の日程については、ご意見を踏まえ、参加資格確認結果の通知から技術提案書の提出までの期間において可能な範囲で調整します。 |
| 64 | 実施方針 | 22 | II | 5 | (3) | ⑤ | | | 技術対話の第1回開催日の前倒しについて | 「県は、入札参加者が本事業に係る要求水準等の解釈や技術提案条件についての理解を深めることを目的として～中略～技術対話を行う。技術対話は、令和6年4月下旬から5月下旬にかけて最大3回（～中略～）実施することを予定」とありますが、事業者の「解釈・理解」を深めることが目的であれば、第1回開催日を可能な範囲で前倒しで実施して頂けないでしょうか。また、技術対話にて、要求水準の解釈に齟齬があった場合、その結果により、要求水準の変更が実施されることは想定されているでしょうか。 | 技術対話の日程については、ご意見を踏まえ、落札者の選定スケジュールを全体的に前倒しし、技術対話等の実施時期を次のとおりとすることを検討します。第1回技術対話（3月下旬）→現地調査（4月中旬）→第2回以降技術対話（4月下旬以降）また、要求水準の解釈に齟齬があった場合には、その内容に応じて、要求水準書の変更可否を判断します。 |
| 65 | 実施方針 | 22 | II | 5 | (3) | ⑥ | | | 技術提案書の提出及び審査等 | プレゼンテーション及び技術提案書に対するヒアリングについて、技術対話同様に実施方法等の詳細（参加者・時間・会場レイアウト・貸出機材等）を3か月程前には公表、又は通知していただきたいです。 | ご意見を踏まえ、約3か月前を目途に提案内容のプレゼンテーション及び技術提案書に対するヒアリングの内容（入札参加者側の参加可能人数、日取り、会場レイアウト・貸出機材）を参加資格確認審査の通過者に通知します。ただし、時間については、技術提案書の提出期日以降に通知します。入札説明書の公表内容を以て最終的な回答とします。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|----|---|-----|---|---|----|----------------------|---|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 66 | 実施方針 | 22 | II | 5 | (3) | ⑥ | | | 落札者選定 | 落札者選定には①設計施工業務・②運転維持管理業務のそれぞれが予定価格以下である事を条件としますか | ご指摘の想定ですが、入札説明書の公表内容を以て最終回答とします。 |
| 67 | 実施方針 | 23 | II | 5 | (3) | ⑧ | | | 入札参加者が1者の場合の取り扱いについて | 入札参加者が1者であったとしても、公正に入札手続が執行できる、競争性が確保できると、認められる場合は、入札が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 68 | 実施方針 | 23 | II | 5 | (3) | ⑧ | | | 入札手続の中止等 | 入札手続の執行延期、中止等に関する内容が記載されていますが、本件は1グループでも入札行為は成立するとの認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 69 | 実施方針 | 23 | II | 5 | (4) | ① | | | 特別目的会社の設立等 | 8月上旬の落札者の選定時には、落札者への選定結果の通知、又は選定結果を公表していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、選定結果公表のタイミングは県と事業者間の事業契約締結後となります。 |
| 70 | 実施方針 | 23 | II | 5 | (4) | ① | | | 特別目的会社の設立等について | 「①落札者は、特別目的会社を設立を希望する場合には、事業契約の締結前までに設立しなければならない。」とありますが、特別目的会社（SPC）の設立は任意と読み取れます。SPC 設立の有無が落札者の選定に影響を及ぼしますでしょうか。 | 特別目的会社設立の有無それ自体が落札者の選定に影響することはありません。 |
| 71 | 実施方針 | 23 | II | 5 | (4) | ① | | | 特別目的会社の設立等 | 「事業契約の締結前に特別目的会社を設立しなければならない。」とありますが、落札者決定から事業契約の期間が短いため、基本協定書を締結する長期包括運営委託契約の締結日は考慮頂けるものと考えてよいでしょうか。 | 新ポンプ場を令和11年4月に運用開始することを遵守できる場合に限り、柔軟に協議に応じます。 |
| 72 | 実施方針 | 23 | II | 5 | (4) | ① | | | 特別目的会社の設立等 | 落札者は特別目的会社を設立を希望する場合は、『事業契約の締結前までに会社を設立しなければならない』と記載されていますが、『長期包括運営委託契約の締結前までに設 | 運転・維持管理業務に係る特別目的会社は、基本契約の一当事者となることを予定しているため、原文のとおりとします。ただし、新ポンプ場を令和11年4月に運用開始するこ |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|-----|---|-----|---|---|-------------------------|---|---|----|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | 立しなければならない』との記載に変更いただけないでしょうか。今回の特別目的会社は運転・維持管理業務のみを目的に設立されるものであり、設計・施工業務はそれに関わらず、基本契約、及び設計・施工請負契約を先行で締結し、業務を進める必要性が想定されるため。 | とを遵守できる場合に限り、事業契約締結時期について柔軟に協議に応じます。 | |
| 73 | 実施方針 | 23 | II | 5 | (4) | ① | | 特別目的会社の設立等 | 落札者は特別目的会社を設立を希望する場合は、事業契約の締結前までに会社を設立しなければならないと記載されていますが、長期包括運営委託契約のみをR6.10に変更していただくことは可能でしょうか。本件は、SPCの設立に時間を要するため契約時期の変更をお願いするものです。 | 運転・維持管理業務に係る特別目的会社は、基本契約の一当事者となることを予定しており、長期包括運営委託契約のみの契約時期を変更することは想定していません。ただし、新ポンプ場を令和11年4月に運用開始することを遵守できる場合に限り、事業契約締結時期について柔軟に協議に応じます。 | |
| 74 | 実施方針 | 24 | III | 1 | | | | リスク分担の基本的な考え方 | 要求水準書P25 4.1.1 運転・維持管理期間に関して「運転・維持管理事業者が本事業の入札時に提出した技術提案書において提案した日から令和7年3月31日までの期間は業務準備期間（移行期間）」とあります。この移行期間においては、運転・維持管理事業者はリスク負担を負わないという理解でよろしいでしょうか。 | 本事業対象施設の運転・維持管理に係る責任を負わないという点において、ご理解のとおりです。 | |
| 75 | 実施方針 | 25 | III | 1 | | | | 運転・維持管理業務のリスク分担の考え方について | 各項で「運転・維持管理事業者の合理的な努力」とありますが、合理的な努力の範囲としては本事業の委託契約書に記載の業務範囲に準ずるという理解でよろしいでしょうか。 | 基本的にはご理解のとおりですが、運転・維持管理事業者の実際の対応ごとに判断されるものと思料します。 | |
| 76 | 実施方針 | 24 | III | 1 | (1) | | | 不可抗力 | その類の事象が発生した際に不可抗力かどうかの判定は、県もしくは運転・維持管理事業者のどちらかが申し出て双方の協議の上で決定、との理解でよろしいですか。 | 概要としてはご理解のとおりですが、長期包括運営委託契約書(案)の公表内容を以て最終回答とします。 | |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|--------|---|---|----|---------------------------------|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 77 | 実施方針 | 24 | Ⅲ | 1 | (2) | | | | 不可抗力に起因しない原水の水量・水質変動の定義について | 原水の水量・水質変動については、予見可能性があるもののみが「不可抗力に起因しないもの」と思慮しますが、それ以外に不可抗力に起因しない事象があれば、その定義を含めてご教示ください。 | 実施方針 24 頁のⅢ.1.(1)不可抗力に記載のとおり、不可抗力とは、地震、洪水、地滑りその他の自然災害、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的災害、又は疫病等に係る事象のうち予見可能性又は支配可能性のない事由をいいます。 |
| 78 | 実施方針 | 24 | Ⅲ | 1 | (2) | | | | 不可抗力に起因しない原水の水量・水質変動の具体例について | 不可抗力に起因しない原水の水量・水質変動について、具体的な事例およびその範囲をご教示ください。 | 不可抗力に起因しない原水の水量・水質変動であり、実際に生じた事象ごとに判断されるものと思料します。 |
| 79 | 実施方針 | 27 | Ⅲ | 1 | (3) | ② | | | 不可抗力に起因しない一時的な浄水発生土の量及び質の変化について | 「一時的」とはどれくらいの期間を想定しているのかご教示ください。 | 水処理方式又は汚泥処理方式の変更を必要としない場合には、「一時的」とします。なお、疑義が生じることのないよう入札公告時に併せて公表する長期包括運営委託契約書(案)に反映します。 |
| 80 | 実施方針 | 28 | Ⅲ | 1 | (5) | | | | 「他の所有者又は管理者」の定義について | 「他の所有者又は管理者の行為(例えば、日本軽金属株式会社及び中部電力株式会社所有の放水路の断水等)」とありますが、他の所有者又は管理者に富士山南麓土地改良区、王子エフテックも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、疑義が生じることのないよう入札公告時に併せて公表する事業契約書(案)に反映します。 |
| 81 | 実施方針 | 28 | Ⅲ | | (6)(7) | | | | 施設の瑕疵情報の瑕疵 | 本事業開始とは令和7年4月1日でしょうか | 本事業の開始日とは、運転・維持管理業務の開始日(令和7年4月1日)を指すものとし、疑義の生じることのないよう入札公告時に併せて公表する事業契約書(案)に反映します。 |
| 82 | 実施方針 | 28 | Ⅲ | 1 | (6) | ① | | | 事業開始時の既存施設の瑕疵担保期間について | 「本事業開始から2年の間」とありますが、合理的に予測することができないものについては、期間の制限なく貴県負担として頂けないでしょうか。また、瑕疵担保期間の開始日は、事業契約締結日でしょうか。 | 前段について、本事業では埋設管等物理的に見ることのできない対象物は維持管理の対象には含まれないため、原文のとおりとします。ただし、入札参加者にて合理的に予測することができないことが懸念される設備等があ |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|------|---|---|-----------------------|---|---|----|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | | る場合には、入札参加者にて具体的な設備を特定の上、技術対話の協議事項とすることは差し支えありません。後段について、瑕疵担保期間の開始日については運転・維持管理業務の開始日（令和7年4月1日）とします。 | |
| 83 | 実施方針 | 28 | Ⅲ | 1 | (6) | ① | | 施設の瑕疵 | 施設の瑕疵について、本事業対象施設（既存施設含む）において要求水準書上の基準を満たさない物理的な瑕疵の記載がありますが、あくまでも運維持管理期間であって、建設の瑕疵は含まないと理解してよろしいでしょうか。 | 「建設の瑕疵」とは、本事業の設計・施工業務における工事目的物の契約不適合と理解し、回答します。基本的にはご理解のとおりですが、詳細は入札公告時に併せて公表する事業契約書（案）をご参照ください。 | |
| 84 | 実施方針 | 28 | Ⅲ | 1 | (6) | ② | | 事業終了時の既存施設の瑕疵担保期間について | 「本事業終了後2年以内」とありますが、瑕疵担保期間の開始日について、設計・施工業務は令和11年4月1日、維持管理業務は令和13年4月1日との理解でよろしいでしょうか。 | 該当の記載は、運転・維持管理業務期間の終了時の本事業対象施設（新ポンプ場を含む。）に係る運転・維持管理業務の契約不適合に関する内容です。当該契約不適合責任期間の開始日は、運転・維持管理業務期間の延長がない限り、令和13年4月1日です。 | |
| 85 | 実施方針 | 29 | Ⅲ | 1 | (7) | | | 情報と現況不一致等の瑕疵について | 情報瑕疵の不一致等に起因して増加費用又は損害が発生した場合、事業開始から1年以内に運転・維持管理業者からの県に対して通知があった情報の瑕疵に限りありますが、範囲が広い為1年では短いと考えます。施設の瑕疵同様2年を希望します | 情報の瑕疵については施設の瑕疵と比較して短期間で確認が可能であると考えられるため、原文のとおりとします。 | |
| 86 | 実施方針 | 31 | Ⅲ | 1 | (11) | | | 物価変動 | 一定の範囲内の物価変動リスクは運転・維持管理事業者が負担とありますが、一定の範囲の定義についてご教示願います。また、物価変動で使用する各指標の内容についてもご教示願います。 | 入札公告時に併せて公表する長期包括運営委託契約書（案）の内容を以て回答とします。 | |
| 87 | 実施方針 | 31 | Ⅲ | 1 | (11) | | | 物価変動について | 「一定の範囲内」とありますが、事業契約においては、対象費目や変動比率について、具体的な数字をお示し頂けますようお願いいたします。 | 入札公告時に併せて公表する長期包括運営委託契約書（案）の内容を以て回答とします。 | |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|------|---|---|----|-----------------------------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 88 | 実施方針 | 31 | Ⅲ | 1 | (11) | | | | 物価変動リスク負担に関する要望 | 「一定の範囲内の物価変動リスクは運転・維持管理事業者が負担する」とありますが、「一定の範囲」については、具体的な指標と共に明示の上、事務手続きが煩雑にならない範囲で、極小化(物価指標で1%以内など)いただくように希望します。 | 入札公告時に併せて公表する長期包括運営委託契約書(案)の内容を以て回答とします。 |
| 89 | 実施方針 | 31 | Ⅲ | 2 | (11) | | | | 物価変動の基準日について | 物価変動算定の基準日は、応募事業者による事業費算定が完了する日が適切であると考えますので、技術提案書提出日として頂けませんか。 | 入札公告時に併せて公表する長期包括運営委託契約書(案)の内容を以て回答とします。 |
| 90 | 実施方針 | 31 | Ⅲ | 2 | | | | | 工事請負事業者の責任の履行確保に関する事項 | 「県及び別途県が指定した者が発注者としての工事監理を行う。設計及び工事の検査は県が行う。」とありますが、運転・維持管理のモニタリング基本計画書と同様に設計・施工業務期間におけるモニタリング(検査等)の具体的な内容は、入札説明書等の公表時に詳細に示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 公表する内容は設計・施工請負契約(案)に規定する内容に限ります。工事監理等の具体的な内容の公表は予定していません。 |
| 91 | 実施方針 | 31 | Ⅲ | 2 | | | | | 工事請負業者の履行確保、設計・施工業務のセルフモニタリングについて | 設計・施工業務においては、履行確認を目的とした事業者によるセルフモニタリング業務は不要という理解でよろしいでしょうか。 | 「セルフモニタリング」という名目での履行確認は不要ですが、工事請負事業者として設計・施工業務の履行に必要な設計照査や施工管理等は適切に実施してください。 |
| 92 | 実施方針 | 31 | Ⅲ | 1 | (11) | | | | 物価変動 | 一定の範囲内の物価変動リスクは運転・維持管理事業者が負担とありますが、一定の範囲について具体的な条件を教えてください。 | 入札公告時に併せて公表する長期包括運営委託契約書(案)の内容を以て回答とします。 |
| 93 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | | | | | 運転・維持管理業務のセルフモニタリングについて | 「運転・維持管理事業者は、要求水準書及び長期包括運営委託契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを自ら確認すること(セルフモニタリング)。」とありますが、セルフモニタリング | ご理解のとおりです。なお、設計・施工業務については「セルフモニタリング」という名目での履行確認は不要ですが、工事請負事業者として設計・施工業務の履行に必要な設計照査や施工管理等は適切に実施してください。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|----|------|------|---|---|-----|---|---|----|-------------------------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | | は運転・維持管理業務のみに適用されるという理解でよろしいでしょうか。 | |
| 94 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | | | | | 運転・維持管理業務のセルフモニタリングについて | 「運転・維持管理事業者は、要求水準書及び長期包括運営委託契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを自ら確認すること(セルフモニタリング)。具体的には入札説明書等の公表時に、モニタリング基本計画書で示す。」とありますが、事業者が実施するセルフモニタリング方法について、入札説明書等による「モニタリング基本計画書」にて規定されるという理解でよろしいでしょうか。それとも、貴県が実施するモニタリング業務について、「モニタリング基本計画書」で示されるということでしょうか。 | モニタリング基本計画書では、県が実施するモニタリング業務及び運転・維持管理事業者が実施するセルフモニタリングの概要を規定します。なお、セルフモニタリングの詳細については、技術提案書で提案を求める場合もあることにご留意ください。 |
| 95 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反違約金に関する意見 | ◎ペナルティ制度の問題ペナルティ制度は、初めての経験や想定を超える事象、あるいは故意ではない人的なミスなど、教育等で排除しきれないものもあるため、ケアレスミスが発生した場合は個人を罰する結果となり、昨今の人的資源不足の状況に対応しきれない可能性があります。結果、事業費にリスク費を上乗せする又は、途中で業務継続が困難となるケースも考えられ、本事業に参加する企業の大きなリスクになっております。 | ご指摘のような軽微な違反についてはサービス対価の減額の前には是正要求を行います。ただし、重大な違反については是正要求なしにサービス対価の減額等を求めます。具体的な条件は入札説明書の公表時に示すモニタリング基本計画で示します。 |
| 96 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反違約金 | サービス対価を減額できると明記されています。またその詳細は入札説明書において示すと記載されていますが、減額対象の基準はであると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。基準等の詳細は、入札説明書等の公表時に示すモニタリング基本計画書の公表を以て最終回答とします。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|------|------|---|---|-----|---|---|----|-------------------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 97 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金に関する 要望 | サービス対価を減額については「状況や条件 に応じて判断する」等、曖昧な基準ではなく 明確な基準を設けて頂き、決定した基準につ いては覚書等の締結により委託者受託者の 双方で合意し、覚書に記載がないものはその 都度協議を行うなど、発注者の一方的な判断 のみによるサービス対価を減額とならないよう 願います。 | 要求水準を充足していないと判断される事象 が発生した場合、県は、その発生経緯を運 転・維持管理事業者にも十分に確認すること により、当該事象の発生が運転・維持管理事 業者の責めに帰すべき事由によるものか否か を慎重に判断します。 |
| 98 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金 | サービス対価を減額について、モニタリング 基本計画書の規定にて示されると思いたす が、要求水準を充足していないと判断される のは県でよろしいでしょうか。あるいは第三者 を含めることを想定していますか。 | 第三者が判断を行うことは予定していません。 |
| 99 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金 | 上記について、県のみが判断する場合、民 間企業のヒアリングのうえ、判断すると理解し てよろしいでしょうか。あるいは事象のみで判 断するものでしょうか。 | 要求水準を充足していないと判断される事象 が発生した場合、県は、その発生経緯を運 転・維持管理事業者にも十分に確認すること により、当該事象の発生が運転・維持管理事 業者の責めに帰すべき事由によるものか否か を慎重に判断します。 |
| 100 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金 | サービス対価の減額について、要求水準を 充足していないと判断された場合、改善措置 の結果、改善されない場合のみ減額すると理 解してよろしいでしょうか。 | ご指摘の場合に加え、違反事象のレベルに よっては、是正前の段階であってもサービス 対価を減額することを想定しています。入札 説明書等の公表時に示すモニタリング基本 計画書の公表を以て最終回答とします。 |
| 101 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金 | 上記について、改善措置とは関係なく事象に より減額通知があった場合、協議の場は設け て貰えると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 102 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金に関する 要望 | サービス対価を減額にあたっては、主観、一 方的とならないように第三者が参加する協議 会の設置をご検討願います。協議会の設置 によりペナルティ付与の透明性が確保され、 受託者はペナルティ事象の検証を行うことが | 第三者が参加する協議会の設置は考えてい ません。なお、要求水準を充足していないと 判断される事象が発生した場合、県は、その 発生経緯を運転・維持管理事業者にも十分 に確認することにより、当該事象の発生が運 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|------|------|---|---|-----|---|---|----|-------------------------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | | でき、その後の適正な対応、再発防止対策を講じることができます。 | 転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものか否かを慎重に判断します。 |
| 103 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金 | サービス対価の減額は入札説明書に示されると思いますが、その減額費用は、入札説明書に記載されていると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 104 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金 | サービス対価の減額は入札説明書に示されると思いますが、現時点の考えにおいて、ポイント制、あるいはその都度減額のレベルにて判断するなどの記載はあるものと理解してよろしいでしょうか。 | ポイント制ではなく、違反事象のレベルに応じたペナルティを想定していますが、入札説明書等の公表時に示すモニタリング基本計画書の公表を以て最終回答とします。 |
| 105 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金 | サービス対価の減額は入札説明書に示されると思いますが、減免措置などの記載はあるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 106 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金に関する 要望 | 業務内容に対する改善指示に従い改善処置が講じられた場合において、即サービス対価の減額につながらない制度をご検討願います。業務内容に対する改善指示にもかかわらず、基準未達の状況が継続する場合は、ペナルティの付与の対象と認識していますが、理由が明確な一時的な基準の未達は即時対応し回復可能な事象である場合は減免適用可能な制度を望みます。 | 軽微な事象の場合で是正が確認できた場合にはサービス対価の減額を行わないことを想定しています。入札説明書等の公表時に示すモニタリング基本計画書の公表を以て最終回答とします。 |
| 107 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反 違約金に関する 要望 | 本運転・維持管理事業において想定される要求水準違反については、従事者の過失によるものが大部分と想定されます。一方で、本運転・維持管理事業における発生費用の大部分は労務費となります。よって違約金による契約金額の減額は従事者の労務費を減額す | ご意見の一つとして参考とさせていただきます。入札説明書等の公表時に示すモニタリング基本計画書の公表を以て最終回答とします。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|------|------|---------|---|-----|---|---|----|-----------------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | | ることと同義となりますので、要求水準違反違約金の設定はされないよう要望します。万一、設定される場合は事業者はそのリスク分を入札金額に上乗せする必要がある、発注者にとってもデメリットとなります。 | |
| 108 | 実施方針 | 32 | Ⅲ | 3 | (3) | | | | 要求水準違反違約金に関する要望 | ペナルティ制度は受託者にとって負の制度である一方、受託者は日々、品質の確保、向上を目指していくつもりです。また本事業を履行する中で生まれる付加価値の追求も併せて行っていきます。インセンティブ制度は費用に還元されなくとも、受託者の価値を認める制度としてご活用いただき、サービス対価の減額があった際にも減額免除が可能な挽回の機会を設けた制度を望みます。 | ご意見の一つとして参考とさせていただきます。入札説明書等の公表時に示すモニタリング基本計画書の公表を以て最終回答とします。 |
| 109 | 実施方針 | 36 | Ⅳ | 1 | (2) | | | | 解除措置 | 「事業者は、県に対し、事業契約に定める損害賠償と契約解除違約金を支払う。」とありますが、金額の詳細(算出方法等)は入札説明書等の公表時に示していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。入札公告時に示す、事業契約書(案)をご参照ください。 |
| 110 | 実施方針 | 52 | 1 | | | | | | 共通 | 【意見】 設計・施工業務時の利益相反状況においては、設計・施工業務の代表企業が県との折衝及び事業者間の調整を実施した方が合理的と考えます。また、運転・維持管理期間も同様で、同契約期間中の代表企業が対応すべきと思慮いたします。 | ご指摘を踏まえ、利益相反が生じている場合には、本事業開始から運転・維持管理業務開始までの期間については、代表企業(設計・施工業務)、運転・維持管理業務開始後は代表企業(運転・維持管理業務)が県との折衝及び事業者間の調整に当たることとし、基本契約書(案)に反映します。なお、本事業では両業務の実施時期が重複していることにご留意ください。 |
| 111 | 実施方針 | 53 | 別紙 2 | 2 | | | | | リスク分担表工事費変動について | 契約後の関係官庁や地元との協議により追加となる工事の費用増は協議の上、県側で負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 追加工事が要求水準書の変更に当たると合理的に認められる限りにおいて、ご理解のとおりです。ただし、本事業の設計・施工業務は工事請負事業者による責任設計・施工であるため、「契約後の関係官庁や地元との協 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|-----------------------------|------|-----|---|----|---|---|---------------------|---|--|----|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | | 議により追加となる工事の費用増」のすべてが県負担になるものではないことにご留意ください。 | |
| 112 | 実施方針 | 53 | 別紙2 | 2 | | | | リスク分担表工事用地 | 「新ポンプ場の建設用地における地中障害物(土壌汚染)」の汚染土壌の有無を調査する必要があるが、リスク分担表では、県側負担の記載があり、調査についても県の負担と理解してよろしいでしょうか。 | 汚染土壌の有無の調査自体は工事請負事業者の業務範囲とするものとし、調査の結果、仮に土壌汚染が確認された場合の増加費用については、協議に応じます。その旨を、入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書及び設計・施工請負契約書(案)にも反映します。 | |
| 113 | 実施方針別紙2 リスク分担表 2. 設計・施工業務 | 53 | 別紙2 | 2 | | | | 測量・調査 | 貴県のリスク分担として、「県が実施した測量・調査(基本設計を除く。)の結果の不備」とありますが、基本設計も含めて、貴県のリスクとして頂けないでしょうか。 | 基本設計は本事業の業務範囲に含まれるため、原文のとおりとします。 | |
| 114 | 実施方針別紙2 リスク分担表 | 54 | 別紙2 | 3 | | | | 運転・維持管理業務保守点検・維持管理費 | 修繕費を除く保守点検・維持間費の増大が記載されています。所掌範囲は民側となっていますが、本件に関する詳細なリスク分担表が必要と認識しています。今後の協議において、リスク分担表の見直しは可能と考えてよろしいでしょうか。例えば保守点検箇所の追加などを想定しています。 | リスク分担表の詳細化は予定していません。本事業において運転・維持管理事業者が行う点検、修繕の範囲は本事業対象施設のすべてです。ただし、「定期修繕」の範囲については、入札公告時に併せて公表する要求水準書の内容を以て回答とします。 | |
| 115 | 実施方針別紙2 リスク分担表 3. 運転・維持管理業務 | 54 | 別紙2 | 3 | | | | 運転・維持管理業務に関して | 修繕費を除く保守点検・維持管理費の増大について、事業者で負担することを読み取れますが、要求水準書(案)36頁の「表 4.5 運転・維持管理業務一覧」に○のある項目全て対して、費用増大が認められないということか、ご教示ください。 | 実施方針 28 頁(6)①に記載の事業開始時の既存施設の瑕疵に起因する場合等を除き、原則増大した費用は運転・維持管理事業者にて負担するものとします。 | |
| 116 | 実施方針別紙2 リスク分担表 3. 運転・維持管理業務 | 54 | 別紙2 | 3 | | | | 施設・設備の損傷 | 「修繕の部品等の調達に係る既設設備の製造・納品者等との調整は運転・維持管理事業者にて実施し、必要に応じて県は両者間の協議に同席する等これに協力する。なお、県が既設設備の製造・納品者等との間であらか | 代替部品の調達ができない等、運転・維持管理事業者の合理的な努力をもってしても避けることができない場合において、運転・維持管理費の増大が当該事象に起因することを運転・維持管理事業者が合理的に説明した場 | |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------------|------|---|-----|----|---|---|----|-----------------------------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | | <p>はじめ覚書等を締結する等、何らかの確認・合意等を行うことは予定していない。」とありますが、既設設備の製造・納品者が、点検・修繕等の対応に応じず、それにより運転・維持管理費が増大した場合は貴県負担という理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>合に限り、サービス対価の増額について、協議に応じます。ただし、本業務は部品調達に関する民間企業のノウハウによりコストを削減することを目的としていることをご考慮ください。</p> |
| 117 | 実施方針 その他 | | | | | | | | <p>地元企業発注額に関する定量的評価</p> | <p>本事業において、地元企業への発注額により評価点が定められる場合は、発注額と評価点の基準について明示頂きますよう、お願いいたします。</p> | <p>入札説明書の公表時に併せて公表する落札者決定基準を以て最終的な回答とします。</p> |
| 118 | 実施方針 その他 | | | | | | | | <p>概算事業費の公表</p> | <p>【意見】 本事業の参画にあつては、事業採算性が最重要課題と考えております。その指標となるものが「予定価格若しくは提案上限額」となるため、その事前公表をご検討頂きたくお願いいたします。</p> | <p>県の財務規則に従い、現時点で、公表を予定していませんが、入札説明書の公表内容を以て最終的な回答とします。</p> |
| 119 | 実施方針 (案) その他 | | | | | | | | <p>概算事業費の公表</p> | <p>事業への参画検討を行う上で重要な判断となる「予定価格若しくは提案上限額」は公表を希望いたします。</p> | <p>県の財務規則に従い、現時点で、公表を予定していませんが、入札説明書の公表内容を以て最終的な回答とします。</p> |
| 120 | 実施方針 意見 | | | | | | | | <p>概算事業費の公表</p> | <p>「予定価格若しくは提案上限額」は記載されておりませんが、事業の採算性判断が参画検討の重要要素となることから公表を希望いたします。</p> | <p>県の財務規則に従い、現時点で、公表を予定していませんが、入札説明書の公表内容を以て最終的な回答とします。</p> |
| 121 | 要求水準書 (案) | 1 | 1 | 1.1 | | | | | <p>本要求水準書 (案) の位置づけについて</p> | <p>「当該書類中の数値データ等は、本書の本文中において県が事業者に従うことを求めているものを除き県が入札参加者に参考として示すものであり、入札検討に際しての利用は入札参加者自らの責任と判断により行うこと。」とありますが、当該書類中のデータに誤記、不備があった場合、それに起因する費用の増大があった場合は貴県負担という理解で</p> | <p>要求水準書(案)別紙中の数値データ等に誤記・不備があった場合、当該数値データ等が要求水準書(案)本文中において県が事業者に従うことを求めているものである場合を除き、当該誤記・不備に起因する増加費用が生じても県は負担しません。</p> |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------------|------|---|-----------|----|---|---|----|--------|---|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| | | | | | | | | | | よろしいでしょうか。 | |
| 122 | 要求水準書 (案) | 2 | 2 | 1 | 3 | | | | 事業期間 | 「ただし、令和 11 年 3 月 31 日より早く完成した場合は、完成日の翌日から運転・維持管理業務をおこなうこと。」とありますが、この場合の運転・維持管理業務期間は令和 13 年 3 月 31 日(第 2 期の期間が増える)という理解でよろしいでしょうか。 | 新ポンプ場が令和 11 年 3 月 31 日より早く完成し、その翌日から運転を開始する場合には、運転・維持管理業務期間(第 2 期)は、新ポンプ場の運転を開始した日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。 |
| 123 | 要求水準書 (案) | 4 | 2 | 2.2 .2 | | | | | 基準、指針等 | 配管材料の証明提出書類は以下の理解でよろしいでしょうか。 ・鋳鉄管、弁類の水協規格品:水協証明書 ・鋼管、ステンレス管:材料証明書(ミルシート) | ご理解のとおりです。 |
| 124 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件 | 「県が所有する用地を対象」となっておりますが、添付資料 5-1 の緑色線の範囲のみで、平面図右下側(18.50、17.70)の横部分は対象外でしょうか。 | 対象外です。 |
| 125 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件 | 「県が所有する用地を対象」となっておりますが、添付資料 5-1 の緑色線の範囲のみの場合、平面図右下側(18.50、17.70)隣接地の事業者交渉による借地は可能でしょうか。 | 県ではご指摘の隣接地の用地交渉はしていません。なお、工事請負事業者と地権者との交渉により地権者の了解が得られれば借地は可能と考えられますが、事業用地に係るこれまでの交渉経緯を踏まえると借地は難しいというのが県の印象です。 |
| 126 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件 | 「東名高速道路、JR 身延線に近接している」と記されておりますが、関係機関協議は不要若しくは事前協議等が実施されており、契約後実施することはないという理解でよろしいでしょうか。 | 提案内容等を踏まえ、工事請負事業者には、適宜、県による関係機関協議をご支援いただくこととなります。支援内容は、設計・施工業務に関わる資料の作成及び協議の参加などを想定しています。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------------|------|---|-----|----|---|---|----|----------|--|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 127 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件 | 「近隣住民や周辺農家等との調整」は事業者と県との調整後に県側が該当者と調整して頂く行うとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 128 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件 | 水路切り直しをする場合は、富士市との払下げ手続きが必要との記載があるが、手続きに係る用地確定や測量、分筆登記などすべて業者側の負担との理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 129 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件について | 「静岡県富士市伝法地内の県が所有する用地を対象とし、県道 175 号線（鷹岡富士線）、東名高速道路、JR身延線に近接している。」とありますが、本事業について NEXCO 中日本と協定など決定事項があればご教示ください。（作業時間、作業範囲、工事車両通行可能範囲など） | 協定など決定事項はありません。なお、提案内容等を踏まえ、工事請負事業者には、適宜、県による関係機関協議をご支援いただくこととなります。支援内容は、設計・施工業務に関わる資料の作成及び協議の参加などを想定しています。 |
| 130 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件について | 「静岡県富士市伝法地内の県が所有する用地を対象とし、県道 175 号線（鷹岡富士線）、東名高速道路、JR身延線に近接している。」とありますが、技術提案書提出までに NEXCO 中日本との事前協議は可能でしょうか。事前協議が不可の場合、契約後の NEXCO 中日本からの要望事項対応については、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 参加資格通知後、事前協議は可能です。 |
| 131 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件について | 「静岡県富士市伝法地内の県が所有する用地を対象とし、県道 175 号線（鷹岡富士線）、東名高速道路、JR身延線に近接している。」とありますが、本事業について JR 東海と協定など決定事項があればご教示ください。（作業時間、作業範囲、工事車両通行可能範囲など） | 協定など決定事項はありません。なお、提案内容等を踏まえ、工事請負事業者には、適宜、県による関係機関協議をご支援いただくこととなります。支援内容は、設計・施工業務に関わる資料の作成及び協議の参加などを想定しています。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------------|------|---|-----------|----|---|---|----|----------|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 132 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件について | 「静岡県富士市伝法地内の県が所有する用地を対象とし、県道 175 号線（鷹岡富士線）、東名高速道路、JR身延線に近接している。」とありますが、技術提案書提出までに JR 東海との事前協議は可能でしょうか。事前協議が不可の場合、契約後の JR 東海からの要望事項対応については、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 参加資格通知後、事前協議は可能です。 |
| 133 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件について | 「近隣住民、周辺農家等との調整が必要になるため、工事に際しては、事前に県と調整すること。」とありますが、本事業について近隣住民、周辺農家等と協定など決定事項があればご教示ください。（作業時間、作業範囲、工事車両通行可能範囲など） | 協定など決定事項はありません。ただし、用地交渉開始時及び交渉時に、詳細設計の内容が決定後、工事施工前に関係者に説明を行うことを約束しています。また、農業用水については、農作業に影響が生じないよう（例えば各地権者の取水口確保、日照など）配慮することを説明しています。県が把握している交渉経緯等は、別途守秘義務対象として開示し、参加資格通知後の技術対話でも説明します。 |
| 134 | 要求水準書 (案) | 8 | 3 | 3.3 | | | | | 敷地条件について | 「近隣住民、周辺農家等との調整が必要になるため、工事に際しては、事前に県と調整すること。」とありますが、技術提案書提出までに事前協議が可能ということでしょうか。事前協議が不可の場合、契約後の近隣住民、周辺農家等の要望事項対応については、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 事前協議は不可としますが、県が把握している交渉経緯等は、別途守秘義務対象として開示し、参加資格通知後の技術対話でも説明します。 合理的な根拠がある場合は設計変更の協議対象とします。 |
| 135 | 要求水準書 (案) | 9 | 3 | 3.5 .2 | | | | | 許可申請 | 「工事に伴う各種許認可等の申請」について雨水調整池の富士市開発許可申請の申請者は県という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、開発許可の申請書類作成に当たっては、工事請負事業者にて可能な範囲で協力してください |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------------|------|---|-----------|-----|-----|----|----|-------------------|--|--|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 136 | 要求水準書 (案) | 9 | 3 | 3.5 .2 | | | | | 許可申請 | 「工事に伴う各種各種許認可等の申請」についてポンプ棟建築確認申請は申請書類は事業者が作成し、申請者は県という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 137 | 要求水準書 (案) | 9 | 3 | 3.5 .2 | | | | | 許可申請 | 県が許可申請を行うもので既に手続きを進めているものや今後進める予定のものについて、申請スケジュールをご教示いただけますでしょうか。特に雨水調整池や導水管連絡管工事に関連するもの等、許可申請に時間を要すると思われるものについて確認をさせていただければと存じます。 | 導水管連絡工事等で道路内に管等を埋設する場合、又は、新たに道路からポンプ場用地への乗入を新設する場合には、詳細設計時もしくはその完了後に、道路占用・道路工事承認を道路管理者へ申請する必要があります。許可に要する期間は通常3週間から1か月程度と見込まれます。 |
| 138 | 要求水準書 (案) | 9 | 3 | 3.5 .2 | | | | | 許可申請への協力範囲について | 「県が申請するものは資料の提供や申請作業等、可能な範囲で協力すること。」とありますが、協力範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料の提供を行うという理解でよろしいでしょうか。また、本事業において現状実施を想定している申請について、ご教示ください。 | 支援範囲はご理解のとおりです。想定される申請は、提案内容によって変わる可能性もございですが、設計・施工を行うにあたり必要な申請を想定しています。 |
| 139 | 要求水準書 (案) | 9 | 3 | 3.5 .3 | | | | | 補助金申請対応の支援範囲について | 「必要に応じて、県が実施する申請手続きの資料作成等、支援を行うこと。」とありますが、支援範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料の提供を行うという理解でよろしいでしょうか。また、本事業において現状実施を想定している申請について、ご教示ください。 | 支援範囲はご理解のとおりです。現時点では明確に想定する申請はございません。 |
| 140 | 要求水準書 (案) | 10 | 3 | 3.6 .6 | (1) | 2) | | | 原水槽について | 有効容量と池数について、1池で有効容量を満足する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 | 建設する原水槽の総量が、計画水量の30分以上となることを想定しています。 |
| 141 | 要求水準書 (案) | 11 | 3 | 3.6 | 6 | (2) | 1) | ⑥ | 各施設等の要求性能 ポンプ棟 | 「外部からの第三者の侵入を防止する機能を確保する。」とありますが、外部扉に施錠ができることで要求水準を満足するという理解でよろしいでしょうか。窓に鉄格子設置等が必要ということでしょうか。 | 施錠等の対策を想定しておりますが、より良い案があれば費用対効果を踏まえてご提案ください。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| No | 資料名 | 該当箇所 | | | | | | | 項目名 | 質問・意見 | 回答 |
|-----|--------------|------|---|-----------|-----|----|----|----|---------------|---|---|
| | | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | | | |
| 142 | 要求水準書 (案) | 11 | 3 | 3.6 .6 | (2) | 1) | ① | | ポンプ棟共通の要件について | 「外部からの第三者の侵入を防止する機能を確保する。」とありますが、外部扉に施錠ができることで要求水準を満足するという理解でよろしいでしょうか。窓に鉄格子設置等が必要ということでしょうか。 | 施錠等の対策を想定しておりますが、より良い案があれば費用対効果を踏まえてご提案ください。 |
| 143 | 要求水準書 (案) | 11 | 3 | 3.6 .6 | (2) | 2) | | | 必要諸室の一覧について | 表 3.2 ポンプ棟の必要諸室の一覧の中で、中央監視室と電気室のみ土足厳禁と記載があります。その他の諸室は、全て下足仕様で問題ないでしょうか。(ポンプ棟玄関に下足箱等を設置して履き替える行為が無いという理解です。) | ご理解のとおりです。 |
| 144 | 要求水準書 (案) | 11 | 3 | 3.6 .6 | (2) | 2) | | | 必要諸室の一覧について | 表 3.3 ポンプ棟の必要所室の一覧の中で、玄関・廊下について、セキュリティ対策を施す事、と記載があります。玄関扉等が施錠できることで要求水準を満足するという理解でよろしいでしょうか。機械警備システムなどで施錠管理・侵入検知が必要な場合は、要求水準書でご提示をお願いいたします。 | 前段について、ご理解のとおりです。後段について、ご提案の範囲になります。 |
| 145 | 要求水準書 (案) | 12 | 3 | 3.6 .6 | (2) | 3) | イ) | | ポンプ棟内部仕上について | 「③自家発電設備室内は部分規制により耐火構造とする」とありますが、所轄消防署との協議内容(部分規制で問題ない旨が確認できるもの)をご教示ください。 | 開示している基本設計資料の 8-29 に所管消防署との打合せ議事録があり、内容が記載されています。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|----|----|--|------------------|--|--|
| 146 | 要求水準書 (案) | 12 | 3 | 3.6 .6 | (2) | 3) | イ) | | ポンプ棟内部 仕上について | 「③自家発電設備室内は部分規制により耐火構造とする」とありますが、技術提案書提出までに所轄消防署との事前協議は可能でしょうか。事前協議が不可の場合、契約後の所轄消防署からの指導事項対応については、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 参加資格通知後、事前協議は可能です。 |
| 147 | 要求水準書 (案) | 13 | 3 | 3.6 .6 | (4) | 2) | ア | | ポンプ設備について | 全揚程について、「厚原浄水場着水井水位(TP+67.85m)、新ポンプ場計画地盤高(TP+20.0m)により決定」とありますが、原水槽のLWLやポンプ設置位置のフロアレベル等は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、疑義が生じることのないよう、入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |
| 148 | 要求水準書 (案) | 13 | 3 | 3.6 .6 | (4) | 2) | ア | | ポンプ設備について | 「制御方式:回転数制御(二次抵抗制御を想定)」とありますが、二次抵抗制御の採用については、あくまで想定であり、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | 二次抵抗制御を採用するものとし、入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |
| 149 | 要求水準書 (案) | 13 | 3 | 3.6 .6 | (4) | 2) | ア) | | ポンプ設備について | 「ポンプ台数:4台(内1台予備)」とありますが、前段の「(4)機械設備 1)目的 ア)ポンプ設備 ②点検や整備等においても、機能が完全に停止しないように予備機等の代替機能をもたせた設備構成とする。」との要求水準を満足しているという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 150 | 要求水準書 (案) | 13 | 3 | 3.6 .6 | (4) | 2) | ア) | | ポンプ設備について | 「ポンプ台数:4台(内1台予備)計画水量:125.7m ³ /min(3台運転)」とありますが3台運転中に号機切替が必要となった場合、一時的に4台運転となる事を想定する必要があるかご教示ください。 | 想定する必要はありません。 |
| 151 | 要求水準書 (案) | 13 | 3 | 3.6 .6 | (4) | 2) | ア) | | ポンプ設備について | 「ポンプ台数:4台(内1台予備)計画水量:125.7m ³ /min(3台運転)」とありますが、計画水量の要求水準を満たすことができれば、ポンプ台数を変更する等の技術提案を行ってもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおり台数でご検討ください。 |
| 152 | 要求水準書 (案) | 13 | 3 | 3.6 .6 | (5) | 2) | ① | | 受変電設備について | 受電位置(敷地内第1柱)の想定位置をご教示ください。 | 想定している受電位置はありません。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|----|---|--|------------------------|---|---|
| 153 | 要求水準書 (案) | 13 | 3 | 3.6 .6 | (5) | 2) | ① | | 受変電設備について | 技術提案書提出までに電力会社との事前協議は可能でしょうか。事前協議が不可の場合、契約後の電力会社からの要望導事項対応については、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 参加資格通知後、事前協議は可能です。 |
| 154 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | 2) | ② | | 自家発電設備について | 使用燃料種別の記載がありませんが、燃料種別については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、初期費用、LCC、調達し易さ等を総合的に勘案の上、提案してください。 |
| 155 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | 2) | ② | | 自家発電設備について | 原動機の種別の記載がありませんが、原動機種別については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 156 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | 2) | ③ | | 特殊電源設備について | 本項で記載されている停電を伴う点検時に、持ち込む発電機については本事業対象外と解釈してよろしいでしょうか。「停電を伴う点検時に、持ち込み発電機からの給電切り替え盤を設けること。」とありますが、停電を伴う点検時に、持ち込む発電機については本事業対象外との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、停電を伴う点検において発電機が必要となった場合は、業務の範囲として運転・維持管理事業者が準備するものとします。 |
| 157 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | 2) | ⑥ | | 監視御装置/ 伝送方式について | 「伝送方式は、異なる方式による2回線とする。」とあります。まだ未公表と想定されますが、従来の専用NTT専用回線(アナログ専用サービス・高速デジタル伝送サービス)は2029年目途でサービス停止との情報があります。このような場合、NTT西日本殿提供サービスとしては「IP-VPN」方式のみとなりますが、IP-VPN2回線とすることで要求水準を満たすと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 158 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | 2) | ⑥ | | 監視御装置の セキュリティ対策について | 「監視制御装置のセキュリティ対策は万全を期すること」との記載について、今後の資料開示で貴県における「情報セキュリティポリシー」を開示頂き、そのセキュリティポリシーに準じシステム検討を行うとの理解でよろしいでしょうか。仮に開示なしとのご回答であれば、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | 情報セキュリティーポリシーは存在しないため、ご提案ください。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|----|---|--|---|---|---|
| 159 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (6) | 2) | ① | | 雨水調整池性能基準について | 開発許可取得時の、雨水調整池の配置計画資料を開示して頂けますでしょうか。 | 開発許可は取得していません。なお、参考資料として、県による基本設計の報告書を確認してください。 |
| 160 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (4) | | | | ポンプ設備の制御方式：回転数制御について | ポンプ設備の制御方式：回転数制御として二次抵抗制御を想定されていますが、電動機は巻線型という理解でよろしいでしょうか。若しくは、制御方式と電動機種別の両方共、事業者提案が可能な範囲との理解でよろしいでしょうか。 | 二次抵抗制御の採用を要求水準とするため、巻線型を採用してください。 |
| 161 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | | ② | | 事業建設予定地における「静岡県生活環境の保全等に関する条例」上の区域の区分について | 事業予定地は市街化調整区域ですが「静岡県生活環境の保全等に関する条例」で市街化調整区域が区域の区分に含まれていません。一方、富士市の指定区域によると市街化調整区域は、騒音規制法の区域区分として第2種区域に指定されておりますので、事業予定地は第2種区域との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 162 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | | ② | | 自家発電設備の騒音について | 自家発電設備の騒音規制は「静岡県生活環境の保全等に関する条例」から第2種となり夜間45デジベルとなります。自家発電設備は非常用発電機として運用するため騒音規制（同条例）は適用されず、事業予定地に最も近い住居まで約140mの離隔距離があります。騒音計算で住居の騒音値が45デジベル未満になるのであれば、同条例に則り自家発電設備の騒音対策は不要になるという理解でよろしいでしょうか。 | 同条例の趣旨に従い、他の設備において騒音規制に関する届出を提出した場合、その施設すべてのものが騒音規制の対象となります。現状よりも近隣に建てられた住宅から後発的に苦情が来た場合も、非常用で常時使用しない場合も届出をした場合は適応されます。 |
| 163 | 要求水準書 (案) | 14 | 3 | 3.6 .6 | (5) | | ② | | 自家発電設備の騒音規制について | 「近隣住民への配慮のため、騒音値は静岡県生活環境の保全等に関する条例に準じること。」とありますが、別表第8の「2 空気圧縮機及び送風機：原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの」に該当しない場合は、当該条例に準じる必要がないため、自家発電設備の騒音対策は不要という理解でよろしいでしょうか。 | 他の設備において騒音規制に関する届出を提出した場合、その施設すべてのものが騒音規制の対象となります。他の設備において届出が必要ない場合は、自家発電設備についても対策不要との理解で良いと考えます。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|-----|----|--|----------------|---|--|
| 164 | 要求水準書 (案) | 15 | 3 | 3.6 | 6 | (7) | 2) | | 水路切り回し性能基準について | 「徒歩での進入路を確保する」と記されておりますが、進入路仕様が明確でなく、準拠するものがあればご教示願います。 | 現状と同程度の仕様を想定しています。ただし、ポンプ施設敷地内に設置する場合は柵の外にするなど、独立した動線を確保し、敷地の外側から自由に出入りができるよう配慮してください。 |
| 165 | 要求水準書 (案) | 15 | 3 | 3.6 | 6 | (8) | 2) | | 門扉塀について | 「市道側(北側)の門扉前に、車両の退避スペースを確保」と記されておりますが、県道側では問題があるのでしょうか。また必要な大きさをご教示願います。 | 維持管理上の利便が保たれるのであれば、車両の退避スペースが市道側、県道側であるかは指定しないものとします。入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。なお、設計・施工業務の開始後、提案内容も踏まえて道路管理者及び交通管理者(県公安委員会)と調整が必要となることにご留意ください。 |
| 166 | 要求水準書 (案) | 15 | 3 | 3.6 .6 | (8) | 2) | | | 門柵塀について | 「設置範囲:新ポンプ場の敷地外周に設置する。高さ:H=1.80m 以上仕様:容易に破損しない材質等とする。」とありますが、これらの事項を満たすことで、1)目的にある「外部からの第三者の侵入を防止し」という要求水準を満足するという理解でよろしいでしょうか。 | 本事業では、公益社団法人日本水道協会の「水道維持管理指針 2016」に準じて、忍び返しをつけるものとします。入札公告時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |
| 167 | 要求水準書 (案) | 16 | 3 | 3.6 .6 | (9) | 1) | — | | 太陽光発電(目的)について | 太陽光発電設備による発電電力の用途は、新ポンプ場での場内使用のみの発電(電力会社送電網への逆潮流なし(売電なし))との目的でよろしいでしょうか(余剰分は蓄電池にて充電)。 | ご理解のとおりです。なお、蓄電池の設置義務は不要とし、入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |
| 168 | 要求水準書 (案) | 16 | 3 | 3.6 .6 | (9) | 1) | — | | 太陽光発電(目的)について | 商用電源停電時は自家発電設備別途の非常用自家発電装置による給電で施設運用を維持し、太陽光発電設備による自立運転機能(商用停電での太陽光発電による運転継続)はなしとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 169 | 要求水準書 (案) | 16 | 3 | 3.6 .6 | (9) | 4) | — | | 太陽光発電(蓄電池)について | 蓄電池容量の記載ありませんが、蓄電池の容量・構成等は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。 | 蓄電池の設置義務は不要とし、入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|------|----|---|---|--|--|
| 170 | 要求水準書 (案) | 16 | 3 | 3.6 .6 | (9) | 5) | — | 太陽光発電 (発電量)につ いて | 容量の記載ありますが、太陽光発電設備と電力会社送電網の連系が必要な場合の連系箇所(高圧・低圧)は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | 敷地条件等を踏まえた発電量を鑑み、県では太陽光発電設備と電力会社送電網の連携は不要と想定しています。 |
| 171 | 要求水準書 (案) | 17 | 3 | 3.6 .6 | (10) | 2) | | 導水管連絡管 性能基準につ いて | 「路面復旧(本復旧)は、占用管理者と協議の上、施工すること。」とありますが、技術提案書提出までに占用管理者との事前協議は可能でしょうか。事前協議が不可の場合、契約後の占用管理者からの要望事項については、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 参加資格通知後、事前協議は可能です。 |
| 172 | 要求水準書 (案) | 17 | 3 | 3.7 | | | | 設計業務につ いて | 「本業務は新ポンプ場等整備に関する設計業務であり、基本設計、詳細設計及び必要な申請書類(建築確認申請等)の作成等を行うものである。」とありますが、技術提案書提出までに所轄建築指導課との事前協議は可能でしょうか。事前協議が不可の場合、契約後の所轄建築指導課からの指導事項については、設計変更対象として協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 参加資格通知後、事前協議は可能です。 |
| 173 | 要求水準書 (案) | 18 | 3 | 3.7 .4 | | | | 基本設計につ いて | 「参考として開示した新ポンプ場及び連絡管に係る既往の基本設計報告書を、工事請負事業者が自らの責において踏襲する場合には、その内容を記載したものを提出すること。」とあり、既往の基本設計報告書が存在すると読み取れますが、本事業費に基本設計費用は計上されているか、ご提示をお願いします。 | 基本設計は本事業の業務範囲とお考え下さい。 |
| 174 | 要求水準書 (案) | 18 | 3 | 3.7 .4 | | | | 既往の基本設 計図書に不備 があった場合 の対応につ いて | 「参考として開示した新ポンプ場及び連絡管に係る既往の基本設計報告書を、工事請負事業者が自らの責において踏襲する場合には、その内容を記載したものを提出すること。」とありますが、既往の基本設計報告書に不備があり、それにより事業費が増大した場合は、貴県負担という理解でよろしいでしょうか。 | 基本設計は参考資料のため、技術的な検証を行った上で、活用いただくこととなります。したがって、内容の不備による県の負担は、原則、発生しません。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|---|--|---------------|--|---|
| 175 | 要求水準書 (案) | 18 | 3 | 3.7 .4 | (1) | | | | 基本設計報告書について 本事業では事業者側として、技術提案書提出までに基本設計相当以上の検討を行い、提案価格の算出を行います。 事業者は、落札者に選定いただくということは提案内容が要求水準に達しており、問題のない基本設計であると理解しております。 そのため、本事業の基本設計とは、提案書類一式を基準とした設計図書を整える理解です。 そのため、記載のある「③その他必要な資料」、「④その他県が求める資料」については、具体的な内容を現時点でご教示いただけますでしょうか。契約後、その他求められる資料の作成に時間を要する場合は、全体工期の延長をして頂けるという理解でよろしいでしょうか。 | 具体的な内容は現時点で定まっておりません。詳細設計に移行するにあたって①、②のほか補足的に提示する資料になります。全体工期につきましては、現時点で延伸等の考えはありません。 |
| 176 | 要求水準書 (案) | 19 | 3 | 3.8 .2 | | | | 人員の配置 | 「下記ア～エの資格要件を全て満たす構成企業と3か月以上の雇用関係を有する者を施工業務における主任技術者又は監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者として専任で配置すること。」とありますが、工種毎の要件を満足していれば良いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 177 | 要求水準書 (案) | 19 | 3 | 3.8 | 1 | ④ | | 工業用水の供給継続について | 「施工中も工業用水の供給は継続できるよう留意すること」と記載されているが既設管との接続部での工事中は別ルートでの供給が可能との理解でよろしいでしょうか。 | 現在の導水は2系統となっており、既設管との接続部での工事中は別ルートでの供給が可能です。 |
| 178 | 要求水準書 (案) | 19 | 3 | 3.8 | 2 | | | 人員配置について | 当該期間に配置する者と施工期間に配置する者は適切な業務の履行に支障のない限り、同一の者でなくても良いとの記載は、専任技術者が現場常駐しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。 | 工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間については、主任技術者又は監理技術者は必ずしも専任を要さず、現場への常駐は不要です。施工期間については、国土交通省通達「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)」に従い、専任の主任技術者又は監理技術者が必ずしも現場に常駐することは必要としません。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|---|--|--|--|-----------------|--|---|
| 179 | 要求水準書 (案) | 19 | 3 | 3.8 .1 | ① | | | | 施工状況のモニタリングについて | 「県は、適宜工事現場での施工状況のモニタリングを行うことができるものとする。」とありますが、これは、【要求水準書(案) P20 3.8.5 ①】に記載のある、「発注者としての工事監理」と同じという理解でよろしいでしょうか。これとは別のモニタリング業務ということであれば、モニタリング計画書のご提示をお願いいたします。 | ご理解のとおりです。入札公告時に併せて公表する要求水準書において、表現を改めます。 |
| 180 | 要求水準書 (案) | 20 | 3 | 3.8 .5 | | | | | 工事期間中の対応 | 「県及び県が指定した者が発注者としての工事監理を行う」と記されておりますが、静岡県土木工事共通仕様書に準拠した内容の監理との理解でよろしいでしょうか。(立会項目、写真管理、出来形・品質管理) | ご理解のとおりです。 |
| 181 | 要求水準書 (案) | 20 | 3 | 3.8 .4 | ⑥ | | | | 完成図書について | 「その他県が求める資料」とありますが、現時点で想定しているものがあれば、ご教示ください。 | 現時点で明確に想定しているものではありません。 |
| 182 | 要求水準書 (案) | 20 | 3 | 3.8 .5 | ⑥ | | | | 建設発生土について | 「建設発生土は、別途県が指定する処分先に搬出すること。」とありますが、処分先をご教示頂けますでしょうか。技術提案書提出までに処分先をご教示頂けない場合は、建設発生土処分費は事業費に含めることが出来かねます。契約後に処分先をご指定された際に、設計変更対象として実費精算して頂けるという理解でよろしいでしょうか。 | ご指摘を踏まえて、要求水準書に処分先を追記します。 |
| 183 | 要求水準書 (案) | 20 | 3 | 3.8 .5 | ② | | | | 建設工事に必要な水道について | 「建設工事に必要となる電力、ガス及び水道等は工事請負事業者自ら調達管理を行うこと。」とありますが、建設工事に必要な水道についても別途記載の試験用水と同様に、芝川原水を供給頂くことを認めて頂けないでしょうか。 | 県の工業用水道事業の運営に支障を来さない範囲で利用していただくことは可能です。ただし、利用に必要な別途工事に要する費用負担は工事請負事業者の負担とします。 |
| 184 | 要求水準書 (案) | 21 | 3 | 3.9 .2 | | | | | 予備性能試験 | 「～新ポンプ場が所定の性能を達成できることの確認などをするために実施するものであり～」とありますが、これはポンプ製造工場での性能試験との理解で宜しいでしょうか。仮に、現地での性能試験を想定されている場 | 現地で実施する単体の試験を想定しています。なお、JIS規格等に基づく工場検査は、別途、納入前に実施していただくこととし、入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|--|--|--|-----------------------|---|--|
| | | | | | | | | | 合、ポンプ性能は参考値となります。(現地配管が JIS に定められた形態とならないためです。) | |
| 185 | 要求水準書 (案) | 22 | 3 | 3.9 .4 | | | | 試運転 | 「新ポンプ場の試運転期間中における排水は 3.6.6(6)に示す雨水調整池に排出することとし、」とありますが、予備性能試験や引渡性能試験とは、実際に原水を送り、雨水調整池に送水することを想定されているのでしょうか。 | 性能試験時は厚原浄水場への送水を想定しています。試験中、排水が必要となった場合は、雨水調整池に排水することを想定しています。 |
| 186 | 要求水準書 (案) | 22 | 3 | 3.1 1 | | | | 保険への加入 について | 「保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得ること。」とありますが、技術提案書提出までに必要な保険契約の内容及び保険証書の内容をご教示頂けますでしょうか。 技術提案書提出までに必要な保険契約の内容及び保険証書の内容をご教示頂けない場合は、保険加入費は事業費に含めることが困難です。 契約後に、必要な保険契約の内容及び保険証書の内容をご指定された場合は、設計変更対象として実費精算して頂けるという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書で求める保険に付保されていることを確認するため、県に確認を求めます。ただし、県が契約後に付保内容の変更を求めることはありません。 |
| 187 | 要求水準書 (案) | 23 | 3 | 3.1 2 | | | | 提出書類について | 請負代金内訳書の提出時期について、「設計・施工請負契約後、速やかに」とありますが、施工部分の内訳については詳細設計業務後(施工業務の着手前)の提出で良いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご指摘を踏まえて、詳細設計完了後速やかに提出するものとし、入札説明書公表時に示す要求水準書に反映します。 |
| 188 | 要求水準書 (案) | 23 | 3 | 3.1 2 | | | | 提出書類に関する、承認、確認の区別について | 表 3.4 設計・建設業務に係る提出書類一覧で、貴県の承認、確認の記載がありますが、その区別の意図をご教示頂けますでしょうか。設計図書や各種要領書、成績書等について、貴県の確認のみで各種業務を実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 前段について、「承認」は、これがあるまで当該業務の履行開始・完了をできないものです。「確認」はそれ以外です。後段についてはご理解のとおりです。なお、本事業の設計・施工業務は工事請負事業者による責任設計・施工であるため、設計図書についても「確認」としてあります。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|---|--|--|-------------------------|--|---|
| 189 | 要求水準書 (案) | 25 | 4 | 4.1 .1 | | | | 運転・維持管理期間 | 業務習熟に当たり、開始前に県様への提出 必要な書面(実施計画等)がございましたら、 具体的に想定されている内容をご教示願 います。 | 業務準備期間(移行期間)における維持管理 業務の習熟については、実施計画書等の提 出を求めることは想定しておりません(なお、 新ポンプ場については、工事請負事業者に 教育指導計画書の提出を求めています)。入 札時に提出する技術提案書において提案し た内容に従い、業務準備を行うものとします。 |
| 190 | 要求水準書 (案) | 25 | 4 | 4.1 .1 | | | | 運転・維持管理期間 | 業務準備期間(移行期間)で発生する費用 は、前運転管理受託業者からの引継ぎ費用 等、運転・維持管理事業者が習熟に要する 分を負担するとの理解でよろしいでしょうか。 また、運転・維持管理事業者が付保すべき保 険等は、運転・維持管理開始の第1期からと の理解でよろしいでしょうか。 | 前段、後段ともに、ご理解のとおりです。 |
| 191 | 要求水準書 (案) | 27 | 4 | 4.1 .2 | | | | 表 4.1 事業所 対象施設 | 芝富発電所(所有者:中部電力)は運転・維 持管理対象外となっていますが、発電所側の 作業連絡や発電所への要望は県様を通じて 行うとの理解出よろしいでしょうか。 | 芝富発電所の連絡は、原則、県側にて行い ますが、夜間や休日等の緊急的な連絡は、 事業者側の対応となります。なお、その際は 状況に応じ県側へ報告し、県側からの指示を 受けることとなります。 |
| 192 | 要求水準書 (案) | 29 | 4 | 4.1 .2 | | | | 表 4.1 事業所 対象施設 | 日軽金発電所(所有者:日本軽金属)は運 転・維持管理対象外となっていますが、発電 所側の作業連絡や発電所への要望は県様を 通じて行うとの理解出よろしいでしょうか。 | 日軽金発電所との連絡は、原則、県側にて 行いますが、夜間や休日等の緊急的な連絡 は、運転・維持管理事業者側の対応となり ます。なお、その際は状況に応じ県側へ報告 し、県側からの指示を受けるものとします。 |
| 193 | 要求水準書 (案) | 36 | 4 | 1 | 3 | | | 表4.5 運転・維持管 理業務一覧 | 農業用水施設の保守点検・修繕は本事業範 囲外でよろしいでしょうか。(ゲート、バルブ、 通信装置等が故障の場合、県の対応となり ますか?)(農業用水施設とは円筒落差施設、 下堀連絡用水路施設、水路施設、放水路施 設、上中下堀分水施設、中堀分水施設、下 堀分水施設を指します) | ご理解のとおりです。 |
| 194 | 要求水準書 (案) | 36 | 4 | 1 | 3 | | | 表4.5 運転・維持管 理業務一覧 | 農業用水施設の操作は滝戸監視所からの遠 隔操作との理解でよろしいですか | ご理解のとおりです。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|---|--|--|--|--|---|
| 195 | 要求水準書 (案) | 40 | 4 | 4.3 .2 | (4) | | | | 厚原浄水場での汚泥脱水機・破砕機処理量 | 表 4.17 に pH、汚泥濃度、粒径分析等が示されていますが、これらの汚泥性状分析も事業者で実施しなければならない内容であるかご教示願います。また、現状県が実施している汚泥性状分析の頻度についてご教示願います。 | 浄水発生土の性状分析については、運転・維持管理事業者にて、脱水ケーキについては 2 回／日以上、破砕土については 1 回／週以上実施するものとし、県にて受け渡しの水準が遵守されていることを確認します。なお、入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |
| 196 | 要求水準書 (案) | 43 | 4 | 4.6 .1 | (1) | ⑭ | | | 着水井、沈砂池の排砂作業、沈砂池、沈澱池の汚泥引抜作業、清掃（富士川浄水場・厚原浄水場・滝戸監視所含む）、配水池の清掃（厚原浄水場） | 各業務の頻度についての規定がございませんが、提案内容次第という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、現状県では次の頻度で実施していますので、これも参考に適切な頻度を提案してください。 (富士川浄水場) 着水井:1回/年、沈砂池:1回/年(毎年 2 池)、沈澱池:1回/年 (厚原浄水場) 着水井 1回/年(2 池を 2 年で施工)、沈澱池 1回/年、濃縮槽 1回/年、返送水槽 1回/3 年、配水池 1回/年(3 池を 3 年で施工)、滝戸沈砂池 1回/年(2 池を 2 年で施工)、断水作業時に水路の清掃も実施 |
| 197 | 要求水準書 (案) | 43 | 4 | 4.6 .1 | (2) | | | | 水質管理業務 | 毎日検査を除く水質検査業務の平準化を視野に県様と相談の上、検査スケジュールを調整できるとの理解でよろしいでしょうか。もし、スケジュール調整が難しい要素(共用で検査機器を使用、河川管理者などの外部期間との調整が必要)などございましたら、その概要をご教示頂くことは可能でしょうか。 | 検査頻度を確保できれば、スケジュールは県と相談の上、調整可能です。 |
| 198 | 要求水準書 (案) | 44 | 4 | 4.6 .1 | (3) | ⑤ | | | 各種点検(巡視を除く)に当たっては、原則、複数名で実施し、必要に応じて機器の運転を行うこと。 | 巡視を除く各種点検に関し、「複数名で実施」と記載ありますが、安全性・作業性を考慮上で作業人数を決定と考えております。それ以外に「複数名」とする意図がございましたらご教示願います。 | 安全性・作業性を考慮した記述になります。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|-----|---|---|---|--|
| 199 | 要求水準書 (案) | 44 | 4 | 4.6 .1 | (2) | ⑨ | ア | その他 | 水源地(山梨県)における水質検査が水質管理業務に含まれていますが、検査内容及び検査頻度等についてご教示願います。 | 守秘義務対象資料として開示します。 |
| 200 | 要求水準書 (案) | 45 | 4 | 4.6 .1 | (4) | ② | | 運転・維持管理事業者は、部分的な補修として各種設備及び配管(ただし、対象施設に限る。)等の塗装を行うこと。 | 「部分的な補修」に関する業務範囲や作業量を推定したいところですが、過去の実績についてご教示頂く事は可能でしょうか。 | 開示可能な資料、情報はありません。 |
| 201 | 要求水準書 (案) | 45 | 4 | 6 | 1 | (3) | ⑬ | 運転・維持管理業務保守点検・維持管理費 | 富士川浄水場、厚原浄水場の建築設備(昇降機、自動ドア、消防設備、給水設備、浄化槽、トイレ、防火設備、換気設備等、交換機等の通信設備等)の保守点検、事務室・会議室・トイレ等の清掃は県が行うため、本業務に含まない。と記載がありますが、外注業務はないと想定してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 202 | 要求水準書 (案) | 45 | 4 | 6 | 1 | (3) | ⑩ | 各種法定点検 | 各種法定点検、現状は現行の保安規定に基づき実施されておりますが、法定点検の実施にあたっては、各種法令及び運転・維持管理事業者が定める保安規定によるとあります。この保安規定は承認を頂き実施となりますか。また、現行と同様と考えた方が宜しいでしょうか。 | 運転・維持管理事業者からの提案を受け、県で確認することになります。要求水準を満たすため、適正なものであれば、現行と異なる提案も可能です。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|---|--|-----------------------------|---|---|
| 203 | 要求水準書 (案) | 46 | 4 | 4.6 .1 | (4) | ⑤ | | 定期修繕費 予算額について | 「予算額は便宜上、公告時に県が示す金額」とありますが、令和7～8年度分の定期修繕については公告時に予算額が公表される理解でよろしいでしょうか。 | 現時点で、公表を予定していますが、入札公告時に併せて公表する要求水準書の内容を以て最終的な回答とします。 |
| 204 | 要求水準書 (案) | 46 | 4 | 4.6 .1 | (4) | ③ | | 定期修繕の内容 について | 「定期修繕」にはどのような内容が含まれるかご教示ください。 例えば、中央監視設備の機器交換や高圧配電設備の修繕等は、定期修繕の範囲に入り、サービス対価Bの対象となる理解でよろしいでしょうか。 | 例示の修繕等に要する金額が、100万円/件(税抜)未満の場合には「軽微な修繕」又は「突発的故障修繕」として扱います。「定期修繕」の具体的な内容は、現時点、入札公告時に併せて公表する要求水準書に記載を予定していますが、その内容を以て最終的な回答とします。なお、サービス対価Bは長期更新計画策定費です。 |
| 205 | 要求水準書 (案) | 46 | 4 | 4.6 .1 | (6) | | | 修繕業務費の 年間上限金額 の超過について | 軽微な修繕及び突発的故障修繕について、年間累計金額が上限1,500万円(税抜)を超過した場合は、【実施方針 別紙2 リスク分担表 3. 運転・維持管理業務 施設、設備の損傷 修繕費の増大】に記載の通り、貴県のリスク分担として超過費用は貴県負担という理解でよろしいでしょうか。 | 超過費用は県負担になる点において、ご理解のとおりです。なお、本事業では、仮に修繕に要した費用が1,500万円(税抜)に満たなかった場合、県が運転・維持管理事業者に対して1,500万円(税抜)を支払うものではなく、修繕に要した費用の実費を支払う条件としています。 |
| 206 | 要求水準書 (案) | 46 | 4 | 4.6 .1 | (6) | | | 修繕業務につ いて | 軽微な修繕及び突発的故障修繕について、「100万円/件(税抜)以上の修繕及び当年度予算額を上回る修繕については、県と協議を行うこと。」とありますが、貴県と協議の結果、修繕を実施しなかった場合、それに伴い維持管理費が増大した場合は、貴県負担という理解でよろしいでしょうか。 | 運転・維持管理事業者から、維持管理費の増大の原因が、当該修繕を実施しなかったことによるものであることの合理的な説明が行われた場合に限り、ご理解のとおりです。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|------|-----|---|--|------------------------------------|--|--|
| 207 | 要求水準書 (案) | 46 | 4 | 4.6 .1 | (6) | | | | 修繕業務について | 突発的故障修繕について、「原則、当該修繕の内容・金額を県に提出し、承諾を得た上で実施するものとする。」とありますが、貴県判断の結果、修繕を実施しないとなった場合、それに伴い維持管理費が増大した場合は、貴県負担という理解でよろしいでしょうか。 | 運転・維持管理事業者から、維持管理費の増大の原因が、当該修繕を実施しなかったことによるものであることの合理的な説明が行われた場合に限り、ご理解のとおりです。 |
| 208 | 要求水準書 (案) | 46 | 4 | 4.6 .1 | (4) | ④ | | | 修繕業務 | 軽微な修繕と突発的故障修繕は、1件あたり100万円未満(税抜)は事業者が対応することになっていますが、100万円未満であるかの確認は、事業者が提示する見積金額から判断するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、運転・維持管理事業者が提示する見積書類の詳細は入札公告時に要求水準書又は長期包括運営委託契約書(案)にて示します。 |
| 209 | 要求水準書 (案) | 46 | 4 | 6 | 1 | (4) | ⑧ | | 運転・維持管理業務保守点検・維持管理費 | 修繕後に運転・維持管理事業者が実施する事後調査結果により、その妥当性が確認できるものに限り、精算対象とする。は前項目の③、④の内容に該当すると想定してよろしいでしょうか。 | 突発的故障修繕は、修繕後に運転・維持管理事業者が実施する事後調査結果により、その妥当性が確認できるものに限り、要求水準書(案)4.6.1(4)④に従い、精算払いを行います。なお、本回答が明瞭でない場合には入札説明書等に関する質問時に「前項目の③、④」が指す内容を明らかにした上で再度質問してください。 |
| 210 | 要求水準書 (案) | 48 | 4 | 4.6 .1 | (10) | ③ | イ | | 中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減(努力義務) | この場合の「中長期」について具体的に想定されている年数がございましたらご提示いただけますでしょうか。 | 省エネ法に基づく中長期計画書の期間と同様に、3～5年を想定していますが、ご指摘を踏まえて、「運転・維持管理期間中に年平均1%以上の～(後略)」と表現を改めることとし、入札公告時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |
| 211 | 要求水準書 (案) | 48 | 4 | 4.6 .1 | (10) | ③ | ア | | 省エネ法対応 | 定期報告書、温室効果ガス排出削減計画・報告書の作成とありますが、各書類の違いを確認したいため、記載すべき内容についてご教示願います。 | 今後資料を開示するので開示資料をご参照ください。 |
| 212 | 要求水準書 (案) | 48 | 4 | 6 | 1 | (9) | ① | | 運転・維持管理業務保守点検・維持管理費 | 対象施設内の清掃、整理、整頓、除草及び剪定については、運転管理従事者が日々の業務にて行う作業を想定してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、県では現状、除草及び剪定については業務委託にて実施しています。守秘義務対象資料として現状の実績を開示しますので、運転・維持管理事業者はこれを踏まえて適切な頻度等を提案してください。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|---|---|-------------|--|---------------------------------|---|---|
| 213 | 要求水準書 (案) | 50 | 4 | 4.6 .3 | | | | | 長期更新計画 策定について | 長期更新計画策定業務について、技術提案書の内容として具体的な記載を求めることを想定されていますでしょうか。もし、想定されているのであれば、貴県が要望する具体事項を明示頂き、内容によっては要求水準書に追記頂く等の対応をお願いいたします。 | 長期更新計画策定業務については、技術提案書において具体的な提案を求めることを想定しています。なお、施設更新内容それ自体の具体的な内容を求めるものではありません。詳細は、入札説明書等の公表時に示す落札者決定基準及び様式集をご参照ください。 |
| 214 | 要求水準書 (案) | 50 | 4 | 4.6 .3 | ③ | エ | | | 長期更新計画 策定について | 概算事業費を算出することとなっていますが、諸元や過去の修繕費等の開示はされるのでしょうか。また、本事業の作成された資料において、概算事業費であり、評価の対象には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段について、長期修繕計画の策定に必要な諸元や過去の修繕費等は、運転・維持管理業務開始後に開示します。ただし、入札公告時に併せて公表する落札者決定基準及び様式集を踏まえて、技術提案書の提出前にそれらの情報が真に必要な場合には、入札説明書等に関する質問時又は技術対話等において、開示が必要な内容・範囲を特定の上、要望してください。後段について、長期更新計画の中で整理する概算事業費は、落札者決定における評価の対象には含みません。 |
| 215 | 要求水準書 (案) | 50 | 4 | 6 | 2 | | ① ～ ⑥ | | 運転・維持管 理業務保守点 検・維持管理 費 | 物品その他の調達及び管理業務の実績等について開示は可能でしょうか。 | 開示可能な資料、情報はありません。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|-----|---|--|--|---|---|--|
| 216 | 要求水準書 (案) | 50 | 4 | 6 | 2 | | | | 物品その他の 調達及び管理 業務 | ① ユーティリティ(上水、ガス、燃料等)、②備品 及び消耗品、⑤通信回線、⑥その他必 要品(ランプ、小型電池、機器の各部品) 上記の過去5ヶ年間の費用明細の公開 をお願い致します。 | 可能な範囲で守秘義務対象資料として開示 します。 |
| 217 | 要求水準書 (案) | 51 | 4 | 4.6 .4 | (2) | ② | | | 運転・維持管 理事業者は、 県が支給した 物品その他に ついて、支給 品管理簿等を 作成・記録し、 適切に管理す ること。 | 県様が支給した物品に関しては、使用状況 の県様に報告することを想定しておりますが、 想定されている報告頻度がございましたら、 ご教示願います。 | 原則、変更があった際、報告することになりま すが、契約後、実務的な観点で県と調整する こととなります。 |
| 218 | 要求水準書 (案) | 52 | 4 | 4.8 | | ② | | | 諸室等の自主 管理及び整理 整頓等 | 委託開始時に調達済みであったものとは、県 にて事前に調達されたものを無償で利用する ことができるとの理解でよろしいでしょうか。そ の場合、現時点で無償で使用できる機械器 具等の仕様、数量などについてご教示願いま す。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段 については、開示可能な資料、情報が用意 できないため、必要に応じて、資格審査通知 後の現地調査時に現物確認してください。 |
| 219 | 要求水準書 (案) | 52 | 4 | 7 | 2 | | | | 共用施設費用 内訳書 | 現行使用中の内訳書の提供をお願いします。 | 守秘義務対象資料として開示します。 |
| 220 | 要求水準書 (案) | 54 | 4 | 4.1 2 | | ② | | | ポンプ設備の 責任者 | ポンプ設備の責任者の配置が求められてい ますが、本責任者は新ポンプ場の責任者とし て運転開始時(R11.4～)から専任配置すべ ばよいとの理解でよろしいでしょうか。 | 既設のポンプ設備についても維持管理対象 であるため、運転・維持管理業務の開始日か ら配置してください。なお、総括責任者との兼 務は認められます。 |
| 221 | 要求水準書 (案) | 54 | 4 | 12 | ② | | | | ポンプ設備の 責任者 | ポンプ設備とは取水、中継、送水、新ポンプ 場の各ポンプが責任範囲となりますか。また 非常駐でもよろしいでしょうか？ | 本業務に係るポンプ設備に関する業務が責 任範囲となります。常駐である必要はありませ ん。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------|---|---|---|--|---------------|---|---|
| 222 | 要求水準書 (案) | 55 | 4 | 12 | | ③ | イ | | 廃棄物処理施設技術管理者 | 廃棄物処理施設技術管理者は常駐が必要とお考えでしょうか | 環境省通知「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」(令和5年3月31日、環循適発第23033125号、環循規発第23033110号)を踏まえて、常駐は求めないものとします。ただし、入札参加者が非常駐を提案する場合には、非常駐であっても適切に維持管理ができることを提案してください。なお、疑義が生じることのないよう、非常駐も可能であることを入札説明書の公表時に併せて公表する要求水準書に反映します。 |
| 223 | 要求水準書 (案) | 55 | 4 | 4.1 2 | | ③ | イ | | 廃棄物処理施設技術管理者 | 廃掃法より、廃棄物処理施設の設置者が本資格者を置くことが義務づけられていますが、事業者には本資格者を求める理由についてご教示願います。 | 環境省より、外部委託を禁ずるものではない旨が環境省の会議資料等により周知されており、本事業においては運転・維持管理事業者において配置することとしています。 |
| 224 | 要求水準書 (案) | 55 | 4 | 12 | ③ | ア | | | 電気主任技術者 | 電気主任技術者 富士川浄水場 2種(専任)1名、 蒲原取水場 2種(専任)1名、とありますが、こちらは運転・維持管理事業者からの再委託は可能でしょうか。 | 要求水準書のとおり、外部選任に限り、県と調整の上、可能となります。なお、届け出先である経済産業局のご判断も踏まえて調整することになります。 |
| 225 | 要求水準書 (案) | 58 | 5 | 5.1 .2 | | ② | | | 契約終了時の引継事項 | 【意見】 県が別途指定する第三者へ技術指導とありますが、直接的に指導・引継ぎは実施できないため、必ず県が仲介した形態での引継ぎとしていただきたく要望いたします。 | ご指摘を踏まえて、記載内容を修正することとし、入札説明書公表時に示す要求水準書に反映します。 |
| 226 | 要求水準書 (案) | 59 | 5 | 2 | 3 | ① | | | 事業期間終了時の施設の状況 | 「・・・契約終了後2年間(別紙4に示す本事業終了後2年以内に法定耐用年数を迎える設備については、法定耐用年数を迎えるまでの間)は本事業対象施設の健全度を確保できるような状態で施設を引き渡すこと。」とありますが、事業者が設置していない法定耐用年数未満の機器の健全度は事業者の責になるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|-------------------------|-----------|---|-----------|---|---|---|---------------|---|---|
| 227 | 要求水準書 (案) | 59 | 5 | 5.2 .3 | | ① | | 事業期間終了時の施設の状態 | 契約終了後2年間は本事業対象施設の健全度が確保できるような状態で引き渡すことと記載されていますが、下記の内容についてご教示願います。①健全度が確保できる状態とは、設備が問題なく運転できる状態という認識でよろしいでしょうか。②別紙4に法定耐用年数が示されていますが、企業局の基準年数に準じた考えとの認識でよろしいでしょうか。 | ①については、ご理解のとおりです。 ②については、法定耐用年数を適用します。 |
| 228 | 要求水準書 (案) | 59 | 5 | 5.2 .3 | | ① | | 事業期間終了時の施設の状態 | 【意見】 契約終了後2年間の帰責期間が設定されていますが、事業者の帰責期間は1年が妥当であると思慮いたします。 | 実施方針において、事業開始時の既存施設の瑕疵について、本事業開始から2年間は県のリスク負担としていることから、事業終了後についても2年間は運転・維持管理事業者の負担としており、原文のとおりとします。 |
| 229 | 要求水準書 (案) | 59 | 5 | 2 | 3 | ① | | 事業期間終了時の施設の状態 | 契約終了後2年間は本事業対象施設の健全度が確保できるような状態で引き渡すことと記載されていますが、この場合の健全度を評価する基準があればご教授願います。 | 基準等は特にありません。要求水準書に記載された要件を満たしているか、総合的に判断します。 |
| 230 | 要求水準書 (案) | 59 | 5 | 2 | 3 | ① | | 事業期間終了時の施設の状態 | 契約終了後2年間は本事業対象施設の健全度が確保できるような状態で引き渡すことと記載されていますが、契約終了後1年間は妥当と考えております。（運営権譲渡ではない包括委託契約である事、業務実施中もモニタリング等で県の監督のもと運転が行われているので） | 実施方針において、事業開始時の既存施設の瑕疵について、本事業開始から2年間は県のリスク負担としていることから、事業終了後についても2年間は運転・維持管理事業者の負担としており、原文のとおりとします。 |
| 231 | 要求水準書 (案) | 2,3 ,4 | | | | | 1 | 契約額の相違 | H30年施設維持管理委託(富士川、厚原、静清)契約は3ヶ年契約で、当初契約361,800,000円でした。記載の契約額は1年分としても差異がある為内容の公開をお願い致します。 | ご質問は守秘義務対象資料に関するものと理解しております。守秘義務対象資料については一切の質問を行わないことが誓約されているため、回答は差し控えさせていただきます。なお、技術提案書の提出にあたり、左記ご質問への回答が真に必要な場合には、技術対話での質問を認めます。 |
| 232 | 要求水準書 (案)別紙2 修繕計画 | 別紙 2 | | | | | | 修繕計画について | 修繕計画について、記載以外に予定されている修繕計画がございましたら、ご提示をお願い致します。また、修繕計画に記載されている機場名をご教示ください。 | 現時点、公表を予定していますが、入札公告時に併せて公表する要求水準書の内容を以て最終的な回答とします。 |

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）実施方針等に関する質問・意見に対する回答

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------|--|--|
| 233 | 要求水準書 (案)別紙3 法定点検一 覧 | 別 紙 3 | | | | | | 法定点検一 覧 表について | 法定点検と記載がありますが、設備の定期保 守点検と見受けられるものが複数ございま す。法定点検と設備点検が混在しているよう に見受けられる為、法定点検と法定外点検を 区分した法定点検一覧表のご提示をお願い いたします。 | 別紙3は法定点検として整理したものです。 具体的に法定点検以外と考えられる箇所につ いては、入札説明書に対する質問時にご 指摘ください(なお、県が示す質問様式に設 備名を記載しきれない場合には、別添書類 (様式任意)を用いて示すことでも構いません)。 |
| 234 | 要求水準書 (案)別紙1別 紙1-9 図表 2-6 別紙1- 13 図表2- 10 | 別 紙 1- 9、 別 紙 1- 13 | 図 表 2- 6、 図 表 2- 10 | | | | | 現在の委託業 務人員につ いて | 旧富士川工業用水道、旧東駿河湾工業用水 道ともに、委託業務の契約期間が令和6年3 月までとなっていますが、令和6年4月～令 和7年3月の期間はどのような契約予定で しょうか。 | 要求水準書(案)別紙1 図表2-6及び図表 2-10と同様の内容(ただし受託事業者名は 未定)にて、令和6年4月から令和7年3月 まで委託を行うことを予定しています。 |
| 235 | 要求水準書 (案)別紙4 | | | | | | | 業務対象範囲 一覧 | 別紙4に示される業務対象範囲一覧は、現 状の業務分担の内容を示したものでしょうか。 また、表上段の項目に記載される「直営の場 合」「委託の場合」の解釈についてご教示願 います。 | 別紙4は、本業務対象範囲となる施設・設備 について、現状の点検実施方法を示したも のであり、本事業においては、現状で県が直営 で点検を実施しているもの、委託により実施 しているもののいずれも、運転・維持管理事業 者の業務範囲となります。「直営の場合」欄 は、現状で県が直営で実施しているものにつ いて、「委託の場合」欄は、現状で委託により 実施しているものについて、それぞれ点検頻 度・項目を示しています。 |
| 236 | 要求水準書 (案)別紙4 | | | | | | | 機器更新基準 年数(設備系) | 表内に施設設備名が示されていますが、排 水処理施設の各基準年数についてご教示願 います。 | 排水処理施設を構成する各機器の基準年数 は、別紙4、細目名の機器に準じ基準年数を 採用しています。 |